

律尊者 西本龍山：大谷大学と 「根本説一切有部律」研究*

岸野亮示

1. はじめに

真宗大谷派が母体となって設立された大谷大学（前身の高倉学寮や真宗大学なども含む）が、近現代を代表する高名な仏教学者を数多く育成・輩出してきたことはよく知られている。例えばインターネットサイトの「Wikipedia」の「仏教学者」の項目を見ると「著名な仏教学者」として現時点（2019年4月現在）で221名の人物が挙げられているが、そこには大谷大学を卒業した研究者が少なくとも24名言及されている⁽¹⁾。同サイトには日本の国立大学の中で唯一「仏教学」という専修がある京都大学を卒業した「著名な仏教学者」が、言語

* 本稿を執筆するにあたり西本龍山に関する情報を収集するのに様々な方よりご厚情を賜った。とりわけ（以下五十音順）東真行先生（親鸞仏教センター）、岩田文昭先生（大阪教育大学）、加藤祐晃先生（善良寺）、川口淳先生（同朋大学）、木村宣彰先生（報土寺）、訓覇暉雄先生（金蔵寺）、狐野秀存先生・狐野やよい氏（大谷専修学院）、シェーン・クラーク先生（マクマスター大学）、鷹橋賢由先生（浄徳寺）、種市政己先生（札幌大谷高等学校）、戸次顕彰先生（親鸞仏教センター）、藤谷徳孝氏（大谷大学）、本多弘之先生（親鸞仏教センター）、西本良枝氏（久済寺）、西本涼邦氏、野澤弘篤氏（大谷大学）、三浦崇先生（真宗大谷派札幌別院）、光川真翔先生（大谷大学）に心より感謝申し上げます。また出来上がった原稿に目を通し、重要な指摘をくださった佐々木閑先生（花園大学）、馬場紀寿先生（東京大学東洋文化研究所）、安間観志先生（了願寺）にも篤く御礼申し上げます（むろん本稿に誤りや不正確な箇所があるとすれば、それは私一人の責任である）。なお本稿は文部科学省科学研究費補助金（18K12204）を受けての研究成果の一部である。

学、哲学、東洋史を専門とする研究者を併せて15名程しか挙げられていないことを勘案しても、その24という数字は決して少ないものではないと言えよう。無論、同サイトは厳密な情報を網羅的に提示するものでは決してない。したがってそこに挙げられている24名も一例にしか過ぎない。大谷大学を卒業した仏教学者はこの他にも数多い。しかも彼らのなかには、その24名と経歴においても業績においても全く遜色がないにもかかわらず、現在あまり世に知られていない大学者たちも少なからず存在する。

本稿がとりあげる西本^{にしもとりゅうざん}龍山(1888-1976)もその一人である。西本は、大谷大学を卒業したのち、近代仏教学における「律^{りつ}(Skt. vinaya)」研究のパイオニアとして優れた研究業績を数多く残し、大谷大学で教鞭もとっている。晩年には真宗大谷派の安居講師にも任命されている。しかしながら、彼の生涯および彼の優れた業績について正確に知る者は、現在の大谷大学においても真宗大谷派の教団内においても、あまり多くはいないようである。例えば、彼の没年は、仏教学関連の資料や大谷大学関連の資料にも管見の限り全く明記されていない。また詳細は後述するが『真宗人名辞典』(1999:法蔵館)においても「西本龍山(にしもとりゅうざん)」の項目は存在するものの、そこに記された略歴や業績に関しては不正確な情報が少なくない。

そのような状況下において、律文献を専門的に研究している筆者は、かねてより西本の優れた先行研究を頻繁に参照し、特に2017年4月1日より大谷大学に勤めるようになってからは、彼の生涯や功績の詳細を本格的に調査していた。すると昨年(2018年)の11月17日に、西本の生家である久濟寺^{きゅうさいじ}(福井市)の坊守であられる西本良枝氏を通じて、西本龍山のご子息であられる西本涼邦氏と直接お話を機会を得た。その結果、西本に関して、没年を含めた新たな知見を得ることができた。また涼邦氏のお話を手がかりに、本学に所蔵されている大谷大学関連、真宗大谷派関連の資料を精査することで、一般に殆ど知られていない西本の論考を何点が発見するに到り、また彼の経歴についても新たな事実をさらに確認することができた。

そこで本稿では、近代仏教学における律研究の先駆けにして巨人でありなが

らも、現在充分には認知されていない西本龍山という大学者に関して、筆者が現時点で知り得た限りの経歴と業績をまとめて提示する。まずは、西本の研究の意義と重要性を確認するため、西本が専門としていた「律 (vinaya)」という仏教テキストがどのようなものであるのかを簡潔に説明する。続いて、大谷大学が近代仏教学における律研究に関して先進的な役割を果たしてきたことを、特にここ二十年ほどの間に飛躍的に研究が進んでいる「根本説一切有部律」という律に関する研究業績に焦点をあてて説明し、その中でも西本が特に重要な研究業績を残していることを指摘する。続いて、西本の経歴について簡潔に説明し、彼が真宗大谷派の中でも重要な役割を果たしていたことを指摘する。

2. 律 (vinaya) とは

18世紀にヨーロッパで成立した近代仏教学（インド仏教研究）では、当初より経典や論述書といった教義に直接関わる文献が研究の中心であった。結果、インド仏教徒の思想については解明が進む一方で、彼らの活動や生活の実態は充分には明らかにされていない。この偏重を是正するかのように20世紀後半より「律」の研究が本格的に進められている。律とは、ブッダの入滅後、数世紀の間に形成されたとされる仏教グループ（日本では一般に「部派」と呼ばれる）によって、「経 (Skt. sūtra)」と並んで、ブッダの直説として伝持された聖典である。そこには出家者個人や教団全体が遵守すべき行動規範や儀礼作法が詳細に説かれている。そのため、律は出家修行者の日常や教団全体の運営の基盤であったと一般に考えられている。また、律の重要性は、そこに出家修行者を輩出するための儀礼（漢字文化圏においては一般に「授戒 (受戒)」と呼ばれる）の正式な作法や規定が——繰り返しになるが——「ブッダの直説」として説かれていることにもよる。この作法や規定を守ることなく執行された授戒儀式は、原則、有効性をもたない。そのため、律の遵守がなければ正式な授戒は成立せず、正式な僧侶も——本来的には——存在しえない。⁽⁵⁾

このように仏教の伝播や存続において特に重要な役割を果たす律は、まとまった形では六種類が現存している。そのうち四つは漢訳のみで現存し（翻訳年

代の順に挙げると『十誦律』^{じゅうじゅうりつ} [404-405 年], 『四分律』^{しぶんりつ} [410-412 年], 『摩訶僧祇律』^{まかそうぎりつ} [416-418 年], 『五分律』^{ごぶんりつ} [423-424 年], 一つはパーリ語のみで現存する(いわゆる「パーリ律」)。残るもう一つの律は、チベット語訳で——おそらく——全てが、義浄(635-713)訳で三分の二ほどが、サンスクリットで四分の一ほどが現存する「根本説一切有部律」である⁽⁶⁾。このうち近代仏教学の成果は、スリランカや東南アジアの仏教諸国において今なお伝統的に準拠されている「パーリ律」と、漢字文化圏の仏教諸国において最も一般的な『四分律』が中心であったと言える。近代仏教学の成立当初は、インド語で現存するパーリ語仏典の研究が集中的に行われたことがよく知られているが、律もその恩恵を受け、早い段階で全訳が発表されている⁽⁸⁾。また『四分律』に関しては、漢字文化圏において近代仏教学が成立する以前からの伝統的な実践・研究の蓄積があったことから、特に日本においてはその概要を知るのに適当な研究書が複数出版されている⁽⁹⁾。一方で、残る『十誦律』『五分律』『摩訶僧祇律』『根本説一切有部律』の四律は、先の二律に比べても研究は未だ不充分であると言えるが、「根本説一切有部律」に関しては、ここ 20 年ほどの間に急速に研究が進んでいる。

「根本説一切有部律」は、先述の通り他律と違ってチベット語訳でも漢訳でも現存している。つまりは、インドからチベット語文化圏と漢字文化圏という二つの異なる文化圏に伝わった唯一の律である。また他律に比べるとテキストが内包する物語の分量が著しく膨大であり、そのためテキスト全体としても浩瀚であることが知られている⁽¹⁰⁾。そして——おそらくはその浩瀚さゆえに——綱要書や注釈書が数多く現存していることも重要な特徴として知られている。

「根本説一切有部律」には、こうした特性があるにもかかわらず、近代仏教学における研究は手薄であった。この状況は特に日本において顕著であったと言える。例えば、日本における律研究の唯一無二の金字塔として今なお研究者によって広く参照されており、下田(1997: 25)をして「律蔵研究の比類ない資料集成であり……その後も、これをしのぐ研究は現れていない」と言わしめている平川彰の『律蔵の研究』(春秋社: 1960)においても「根本説一切有部律」は、他律に比べると充分には参照されていない⁽¹¹⁾。その理由としては、中国において

あまり振るわなかったことなど幾つか考えられるが⁽¹²⁾、最大の要因は、漢訳・チベット語訳ともに翻訳年代が新しいということであろう。例えば、平川は同著において、特にチベット語訳の「根本説一切有部律」を指して「他の漢訳諸律がすべて五世紀の前半に訳出せられているのにくらべれば、翻訳年代の点においては、チベット訳は劣るといわねばならない」というように「劣る」という表現を用いて説明している⁽¹³⁾。一方、海外に目を向けると、1990年代初頭よりアメリカのGregory Schopen教授(1947-)が、翻訳年代と内容の新旧を一致させることに異を唱え、「根本説一切有部律」を積極的に用いたインド仏教史に関する革新的な研究を発表し続けることで、その内容の多様性や資料的価値の高さが広く知られるようになり、律研究者はもとより、写本、説話、美術等の様々な領域の専門家によって注目・参照されている。さらには、Schopen教授の学問的薫陶を受けた研究者の数も増え、80年代より始まった急速なチベット語テキストの電子データ化により、チベット語訳の「根本説一切有部律」の律テキストへのアクセスが容易になったことも相まって、「根本説一切有部律」研究は飛躍的に進んでいる。校訂テキストや訳注研究の数も増え、その全貌もほぼ明らかになってきている⁽¹⁴⁾。そして、ここに至り「根本説一切有部律」研究は、新たな段階に入りつつあると言える。研究対象が、関連文献(綱要書や注釈書)にも及ぶようになり、結果、「根本説一切有部律」の全貌解明や正確な解説が更に進む一方で、それらの関連文献が依る「根本説一切有部律」と、現存する同律との間にテキスト上の齟齬が確認され、同律の系統、伝承、内容にまつわる新たな研究課題が出現している⁽¹⁵⁾のである⁽¹⁶⁾。

3. 大谷大学における「根本説一切有部律」研究に関する重要な業績

このような律研究の歩みを踏まえた上で、大谷大学における仏教研究の歴史を振り返ってみると、大谷大学は、いち早く「根本説一切有部律」研究の進展に様々な貢献を果たした稀有な研究機関であると言える。近年の例で言えば、G. Schopen教授の「根本説一切有部律」を用いた研究の重要性にいち早く気づいた小谷信千代教授(現名誉教授)が、1996年と97年に、彼をアメリカより招

聘し、それぞれ2週間にもわたる連続講義の開催を実現させている。その講義およびその講義録の出版を通じて、⁽¹⁷⁾「根本説一切有部律」研究の意義は、日本人研究者の間にも広く知れ渡ることになり、結果、日本においても「根本説一切有部律」の研究に本格的に着手する若手研究者たちが現れるに至った（筆者も、その一人である）。またそれ以前の例で言えば、近年の律研究者によって注目・参照されることの多い研究として、西本を含む以下の四氏の論考を挙げることができる。

櫻部文鏡, 1928: 「西藏律典研究豫報」『大谷學報』9(4): 197-216 [805-824].
西本龍山, 1933-35: 『国訳一切経・律部』シリーズにおける「根本説一切有部律」の書き下し（詳細は後述）

増田臣也, 1969: 『西藏文波羅提木叉経』東京: 仏教書林中山書房.

佐々木教悟, 1976; 1977: 「律撰の経序について」奥田慈應先生喜寿記念論文集刊行会編『奥田慈應先生喜寿記念・仏教思想論集』京都: 平楽寺書店, 987-1000; 「根本薩婆多部律撰について」『印度學佛教學研究』25(2): 587-594.

西本（1933-35）の内容と重要性に関しては後述するとして、まずはそれ以外の三氏の研究について簡単に説明しておく。櫻部（1928）は、チベット語訳律に関する日本人による最初期の研究成果として名高い⁽¹⁸⁾。そこでは、義浄訳とチベット語訳の「根本説一切有部律」の概要が比較され、おそらく近代仏教学において初めて、その両者がおおよそ一致する可能性が高いことが指摘されている。そして、その比較を通じて「根本説一切有部律」のいわゆる「比丘尼律」（女性出家修行者を対象とした律）に関して、義浄訳とチベット語訳の間に興味深い齟齬があることも言及されているが、これは近年 G. Schopen や Shayne Clarke の精力的な研究により明らかになった「根本説一切有部律」には複数の系統がある可能性が極めて高いという重要な指摘の先駆けとなるものと言える⁽¹⁹⁾。増田⁽²⁰⁾（1969）は、チベット語訳で現存する「根本説一切有部律」のいわゆる「戒経

153⁽³²⁾

(Skt. *Prātimokṣa-sūtra*)」の現代日本語訳である。1931年(昭和6)に大谷大学を卒業し(卒業論文「西藏文律分別ノ批判的研究」)その後、兵役や海外布教に長らく従事していた著者が、1954年(昭和29)にまとめた手稿の一つであり⁽²¹⁾、彼の没後になってから公刊された⁽²²⁾。平川彰がその序文(「推薦のこぼ(昭和四十四年九月)」)において「ここに上梓した増田師の出版では、チベット訳戒經の本文と、それに対応する日本訳とが対照して訳されており、巻末にチベット語の戒律の熟語が、グロッサリーとして集められている。翻訳としてはまことに行きとどいている。」と高く評価しているように、日本語で現存する唯一のチベット語訳「戒經」の全訳として今なお研究者によって頻繁に参照されている。佐々木⁽²³⁾(1976, 1977)は、中世のインド人学僧によって撰述された「根本説一切有部律」の関連文献の中でも、漢訳とチベット語訳の両言語で現存する数少ないテキストの一つであり、またそれまで近代仏教学における成果が皆無であった『*Vinaya-saṃgraha* (Chin. 根本薩婆多部律攝; Tib. 'Dul ba bsdus pa)』という「根本説一切有部律」の綱要書(撰者はChin. 勝友; Tib. Khyad par bshes gnyen [6-7世紀頃])をとりあげている⁽²⁴⁾。前者(1976)は、その序文に焦点をあてたものであり、佐々木はそこで「根本説一切有部律」を構成する諸テキストの名称が列挙されていることを指摘しているが、この指摘は、結果的に「根本説一切有部律」の構成テキストの全貌解明を大きく進展させるに至っている⁽²⁵⁾。後者(1977)では、特に義浄の『南海寄帰内法伝』との密接な関係性が指摘されている。この指摘は、義浄が『*Vinaya-saṃgraha*』を重視していたことを示唆する重要な傍証の一つとして知られている⁽²⁶⁾。

こうした「根本説一切有部律」に関する優れた研究成果の中でも、同律を包括的に扱っており、汎用性が高いという点において、その白眉とも言えるのが、西本(1933-35)である。西本は、漢語で残る律テキスト全般を広く扱い数多くの論考を發表しているが、こと「根本説一切有部律」に関して言えば『国訳一切經・律部』シリーズにおいて、漢訳諸律の中でも最も浩瀚な義浄訳「根本説一切有部律」を担当し、『根本説一切有部毘奈耶』『根本説一切有部毘奈耶葉事』『根本説一切有部苾芻尼毘奈耶』『根本説一切有部毘奈耶出家事』『根本説

一切有部毘奈耶隨意事』『根本説一切有部毘奈耶安居事』『根本説一切有部毘奈耶皮革事』『根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事』『根本説一切有部毘奈耶破僧事』『根本説一切有部毘那耶雜事』(出版順)という計 10 のテキストの書き下しを⁽²⁷⁾発表している。そしてその各テキストに他の担当者とは一線を画す詳細で膨大な情報量の改題を附すとともに、⁽²⁸⁾書き下し文に関しては、時にサンスクリットテキストやチベット語訳テキストも参照した、⁽²⁹⁾綿密で膨大な数の脚注を伴った精度の高い解説を提示していることで知られているのである。この西本の研究成果は「根本説一切有部律」を解説する上での確固たる土台を提供するだけでなく、改題や脚注を通じて同律の特徴や問題を幅広く指摘しており、結果、現在の「根本説一切有部律」研究の躍進にひととき大きな貢献を果たしている⁽³⁾と言える。

付言すると、西本は、この『国訳一切経・律部』シリーズ(1929-36年)においても他を圧倒する獅子奮迅の仕事ぶりを見せている。このシリーズを通じて「戒律」に関する 34 の漢語テキスト(計 26 卷)の書き下し文が⁽³²⁾公刊されたが、そのうちインド由来の律テキストを担当したのは、境野黄洋(1871-1933)、西本龍山(1888-1976)、上田天瑞(1899-1974)、佐藤密雄(1901-2000)という四人の研究者である。彼らはみな律の大家として知られるが、その中でも西本の仕事ぶりは分量においても質においても他を圧倒している。彼は一人で全 26 卷中の 16 卷を担当している。単純計算しても全体のおよそ 60% を西本が一人で手がけているのである。しかも彼が手がけたのは「根本説一切有部律」以外にも『五分律』『摩訶僧祇律』といった、それまで——そして今なお——ほとんど研究が手付かずであった律典が大半であり、それらに対しても「根本説一切有部律」同様に、情報量の多い改題と脚注を付した有益な解説を提示している⁽³³⁾のである。西本を除く境野、上田、佐藤の三者は学者としての名声も高く、三者ともそれぞれ大学の長にもなっている。この『国訳一切経・律部』シリーズにおける獅子奮迅の活躍ぶり、さらには以下に示す通り数多くの優れた業績を見る限り、西本も他の三者同様の名声を手にして然るべきであるのだが、冒頭に述べた通り、彼の業績や経歴についてはあまり広くは知られていない。そこ

で本稿では、以下に現時点で知りうる限りの西本の業績と経歴について略述する。

4. 西本龍山 (1888-1976)

論考および著述

西本は上述の『国訳一切経・律部』シリーズ以外にも、現在の律研究を前進させる重要な論考を数多く発表しているが、それらを新聞や小冊子に寄せた随筆等も含めて一覧にすると以下の通りである（現時点で筆者が知りうる限りのもの）：

- 1912 「衣装の檻褸」『精神界』12(1)：140-144.
- 1916 「律道と真宗」『救済』6(4)：6-10.
- 1917a 「随方毘尼の施設について」『無盡灯』22(6)：1-19.
- 1917b 「結界作法の研究（一）」『無盡灯』22(10)：6-23.
- 1917c 「結界作法の研究（續）」『無盡灯』22(11)：2-32.
- 1917d 「結界作法の研究（續）」『無盡灯』22(12)：2-21.
- 1919a 「釋尊教團に於ける薬法の研究」『無盡灯』24(3)：2-16.
- 1919b 「釋尊教團に於ける薬法の研究（承前）」『無盡灯』24(4)：40-46.
- 1919c 「釋尊教團に於ける薬法の研究（完）」『無盡灯』24(6)：1-9.
- 1927 『欧州佛教研究歴年大観』西本龍山編（手稿）
- 1928a 「十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現（一）」『中外日報』8578：1.
- 1928b 「十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現（二）」『中外日報』8579：1.
- 1928c 「十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現（三）」『中外日報』8581：1.
- 1928d 「十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現（四）」『中外日報』8582：1.
- 1928e 「羅什訳十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の対照研究」
『大谷學報』9(2)：27-60.
- 1928f 「前号論文中「長井博士の諸部戒本対照について」の訂正」『大谷學報』
9(3)：154-159.

- 1929 『燉煌出土十誦比丘尼波羅提木叉戒本解説』 京都：十誦戒本刊行會。
- 1930a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 8 (摩訶僧祇律 1)』 東京：大東出版社。
- 1930b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 9 (摩訶僧祇律 2)』 東京：大東出版社。
- 1931a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 10 (摩訶僧祇律 3)』 東京：大東出版社。
- 1931b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 11 (摩訶僧祇律 4, 解脫戒経, 律二十二明了論)』 東京：大東出版社。
- 1932a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 13 (弥沙塞部和醯五分律 1)』 東京：大東出版社。
- 1932b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 14 (弥沙塞部和醯五分律 2)』 東京：大東出版社。
- 1933a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 19 (根本説一切有部毘奈耶 1)』 東京：大東出版社。
- 1933b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 20 (根本説一切有部毘奈耶 2)』 東京：大東出版社。
- 1933c 『国訳一切経・印度撰述部・律部 21 (根本説一切有部毘奈耶 3)』 東京：大東出版社。
- 1933d 『国訳一切経・印度撰述部・律部 23 (根本説一切有部毘奈耶藥事)』 東京：大東出版社。
- 1933e 無題 『奉行録：日曜講演第四百回記念出版』 名古屋：信道會館, ⁽³⁶⁾ 95.
- 1933f 「解脫戒経」「根本薩婆多部律攝」「根本説一切有部戒経」「根本説一切有部出家授近圓羯磨儀範」「根本説一切有部尼陀那目得迦」「根本説一切有部毘奈耶」「根本説一切有部毘奈耶安居事」「根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事」「根本説一切有部毘奈耶頌」「根本説一切有部毘奈耶出家事」「根本説一切有部毘奈耶隨意事」「根本説一切有部毘奈耶雜事」「根本説一切有部毘奈耶尼陀那目得迦撰頌」「根本説一切有部毘奈耶破僧事」「根本説一切有部毘奈耶皮革事」「根本説一切有部毘奈耶藥事」「根本説一切有部苾芻習学略法」「根本説一切有部苾芻尼戒経」「根本説一切有部比丘尼毘奈耶」「根本説一切有部百一羯磨」「根本説一切有部略毘奈耶雜事撰頌」

小野玄妙編『佛書解説大辭典』 Vol. 3 (ケーコ), 東京: 大東出版社.

1933g 「四分戒本如釈」「四分戒本約義」「四分比丘戒本疏」「四分律戒本疏賛宗記」「四分律開宗記」「四分律含注戒本疏發揮記」「四分律捨毘尼義鈔輔要記」「四分律疏(広疏)」「四分律疏(中疏)」「四分律疏飾宗義記」「四分律隨機羯磨疏正源記」「四分律搜玄録」「四分律藏大小持戒捷度略釈」「四分律比丘尼鈔科文」「四分律名義標釈」小野玄妙編『佛書解説大辭典』 Vol. 4 (サーシ), 東京: 大東出版社.

1934a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 22 (根本説一切有部苾芻尼毘奈耶, 根本説一切有部毘奈耶出家事, 根本説一切有部毘奈耶随意事, 根本説一切有部毘奈耶安居事, 根本説一切有部毘奈耶皮革事, 根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事)』 東京: 大東出版社.

1934b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 24 (根本説一切有部毘奈耶破僧事)』 東京: 大東出版社.

1934c 『佛教大學講座: 律蔵の研究』 東京: 佛教年鑑社.

1935a 『国訳一切経・印度撰述部・律部 25 (根本説一切有部毘那耶雜事上)』 東京: 大東出版社.

1935b 『国訳一切経・印度撰述部・律部 26 (根本説一切有部毘那耶雜事下)』 東京: 大東出版社.

1935c 「矢吹博士将来建初元年写燉煌出土十誦比丘戒本の僧袍羅識又曇摩に就いて」『仏教学の諸問題』 東京: 岩波書店, 797-827.

1935d 「比丘受戒録」「比丘尼受戒録」「毘尼關要」「毘尼關要事義」「毘尼作持續釋」「毘尼止持會集」「毘尼珍敬録」「毘尼討要」「毘尼日用切要」「毘尼日用切要香乳記」「毘尼日用録」「毘尼母経」「鼻奈耶」「苾芻迦尸迦十法経」「苾芻五法経」「摩訶僧祇律」「弥沙塞羯磨本」「弥沙塞部和醯五分律」小野玄妙編『佛書解説大辭典』 Vol. 9 (ハーホ), 東京: 大東出版社.

1938a 『国訳一切経・和漢撰述部・律疏部 1 (四分律刪繁補闕行事鈔上)』 東京: 大東出版社.

1938b 『国訳一切経・和漢撰述部・律疏部 2 (四分律刪繁補闕行事鈔下, 菩薩戒経

義疏, 梵網經菩薩戒本疏)』東京：大東出版社.

- 1939a 「教員室に於ける池山先生」『呼子鳥』京都：一道会, 11-13.
- 1939b 「聖所愛戒に就いて：大乘戒の帰結として」『大谷學報』20(3)：31-65
- 1941 「龍樹の戒觀」『ピタカ』9(1)：5-9.
- 1943 「日本僧宝の建立に就いて」『眞宗同學會年報』1：50-58.
- 1944 「皇国僧宝建立考」『唐招提寺戒學院鑒眞大和上頌徳會編：唐招提寺論叢』京都：桑名文星堂, 23-44.
- 1954a 「伝教大師の小戒棄捨と無戒名字の比丘」『宮本正尊教授還暦記念論文集：印度学仏教学論集』東京：三省堂, 513-525.
- 1954b 「大乘戒觀の建立」(昭和28年11月22-23日に開催された「第九回眞宗同學會大會」における研究発表の概要)『大谷學報』34(1)：64-65.
- 1954c 「大乘戒觀の新建立」『印度学仏教学研究』3(1)：58-61.
- 1954d 「親鸞聖人の戒律觀」『親鸞聖人論攷』2：10-22.
- 1955 『四分律比丘戒本講讀』京都：安居事務所.
- 1956a 「日本佛教における戒律觀」宮本正尊編『仏教の根本真理：仏教における根本真理の歴史的諸形態(文部省科学研究費総合研究報告 No. 53)』東京：三省堂, 951-988.
- 1956b 「讚称せらるべき大乘戒觀」『印度学仏教学研究』4(1)：184-187.
- 1958a 「藏經中における大乘典籍の批判研究」『印度学仏教学研究』7(1)：225-228.
- 1958b 「親鸞と戒律」八重樫昊編『現代語訳：しんらん全集』第10巻(研究篇), 東京：普通社, 164-178.
- 1959 「律宗」『日本佛教の宗派1：講座仏教VI』東京：大藏出版, 107-140.
- 1960a 「往生」『現代法話集Ⅲ：教学研究所編』京都：大谷出版社, 100-104.
- 1960b 「梵網經戒相の批判研究」『印度学仏教学研究』8(2)：433-439.
- 1961a 「梵網經戒相の批判研究」(昭和35年度眞宗同学会大会研究発表要旨)『大谷學報』40(4)：51-52.
- 1961b 「信巻御飲用の涅槃經梵行品文の闕略について」(昭和36年度眞宗同学会

大会研究発表要旨)『大谷學報』41(2):80-81.

1963 「最勝尸羅と性罪現行」『印度学仏教学研究』11(2):498-503.

1964 「日本最初僧宝建立の鑑真大和上」『南都仏教』15:20-44.

1969a 「推薦の辞」(文章自体は昭和30年3月10日に書かれたもの)増田臣也『梵文波羅提木叉経』東京:仏教書林中山書房.

1969b 「大乘戒観の建立」『真宗大谷派教学大会紀要』昭和43年度:36-37.

1970a 「南無阿弥陀仏」考:称名法の更改を要す『真宗大谷派教学大会紀要』昭和45・46年度:5-6.

1970b 「大乘律性罪現行の正当理解」『真宗大谷派教学大会紀要』昭和45・46年度:41-42.

1971 「龍樹菩薩比丘の智慧十善道と無著菩薩比丘の性罪小分現行」『真宗大谷派教学大会紀要』昭和47年度:20-22.

1972 「大乘通暁の善人」『真宗大谷派教学大会紀要』昭和48年度:30.⁽³⁷⁾

こうして西本の業績を一覧にして見ると、彼の研究成果は『四分律』を扱ったもの(e.g., 1933g, 1938a, 1938b, 1955, 1956a, 1959, 1964)といわゆる「大乘戒」⁽³⁸⁾を扱ったもの(e.g., 1939b, 1943, 1944, 1954a, 1954b, 1954c, 1956b, 1958a, 1960b, 1961a, 1969b, 1970b)が多いことが分かる。また後述するように、西本は大谷大学で担当した授業においても『四分律行事鈔』『梵網経』『大乘戒』といった『四分律』や「大乘戒」に関わる内容を扱っている。この点を勘案すると、西本が専門領域としているのは、飽くまで『四分律』や「大乘戒」であって、彼にとって「根本説一切有部律」研究は、本来の仕事ではなかったと言えるのかもしれない。そうだとすれば、西本が「根本説一切有部律」⁽³⁹⁾に関して今日の学界においてもなお重用される有益な研究成果を残しているという事実は、彼の研究者としての膨大な学識を端的に示していると言えよう。また西本が真宗大谷派の宗学に関わる論考も発表している点も注目に値する(e.g., 1916, 1954a, 1954d, 1958b, 1960a, 1970a, 1972)。そこからは、西本が近代仏教学における自身の専門領域に関して研鑽を積むだけにとどまらず、真宗大谷派の僧侶として宗学にも深い関

心を持ち、身につけた専門的知見を用いて真宗教学の発展に尽さんとしていた敬虔な姿勢が垣間見えるのである。実際、西本は、こちらも後述するように、その生涯のなかで真宗大谷派の法務にも深く関わっている。

経歴

西本の経歴について比較的詳しく記した刊行物は、管見の限り2点存在する。一つは先に言及した『真宗人名辞典』であり、いま一つは『日本佛教の宗派1：講座佛教Ⅵ』の改訂版（1967）の著者紹介（248）⁽⁴⁰⁾である。前者には、

明治～昭和時代の学僧。明治21（1888）3.20～？（法諱）龍山（生地）京都上賀茂（最終学歴）1918年真宗大谷派研究科（事跡）越前久済寺の住職。1918年擬講となり、翌年京都真宗中学校教授に就任。22年北海高等女子校教諭となる。こののち大谷大学学監をへて、33年同大学教授となる。55年安居で「四分律比丘尼（sic.）戒本講証」を講じた。（著書名）敦煌出土十誦比丘尼波羅提本（sic.）又戒本解説，四分律比丘戒本講讀，解脱戒經（訳），摩訶僧祇律（訳）など（参考書）井上哲雄・真宗学匠著述目録⁽⁴¹⁾

という説明が見られ、

後者には、明治二十一年三月福井県に生まる。大正七年大谷大学研究科卒業。（専攻、佛教戒律の研究）昭和八年より十八年まで大谷大学文学部にて戒律を講ず。昭和二十六年より三十六年まで大谷専修学院講師。著書「敦煌出土：十誦比丘尼波羅提本又戒本並解脱並諸部僧尼戒本对照表」「僧祇律，五分律，根本説一切有部律，行事鈔」等国訳十六冊。「四分律比丘戒本講讀」主論文「大乘戒觀の建立」「上代僧室の研究」等

という紹介文が見られる。⁽⁴²⁾これら2点が伝える情報を、西本涼邦氏の情報提供および真宗大谷派の公的な機関紙等を通じて検証してみたところ、その2点に

記されている内容全てが必ずしも正確ではないこと⁽⁴³⁾、さらには、そこには記されて然るべき重要な情報が漏れていることが明らかになった。そこで本稿では以下に、現時点で確証の高い西本の経歴に関する情報を簡単にまとめる。西本龍山は、久濟寺(福井市)第十五世である法昇(後に法正に改名)の二男として⁽⁴⁴⁾、明治21(1888)年3月20日に生まれた⁽⁴⁵⁾。出生地は、福井県の久濟寺であって『真宗人名辞典』に記された「京道上賀茂」ではない⁽⁴⁶⁾。福井における出生後、西本はどのようなわけか北海道の函館に移り住んだようで、1906年(明治39)(西本18歳)に、北海道庁立函館中学(現在の函館中部高等学校)⁽⁴⁸⁾を第8期生として卒業している⁽⁴⁹⁾。その後1911年(明治44)(西本23歳)には現在の大谷大学の前進であり東京の巣鴨にあった真宗大学の本科を卒業している⁽⁵⁰⁾。明治43年6月に印刷された「私立真宗大學學則」に示されている当時の修業年数に関する規則を勘案する限り⁽⁵¹⁾、西本は函館中学を卒業するやいなや東京に移り、真宗大学に入学したようである。そして卒業後は、千葉教院(現在の浄願寺の前身)⁽⁵²⁾に勤めるに至った⁽⁵³⁾。文英メモ(本稿の脚注44を参照)によると、西本は清沢満之(1863-1903)の私塾である「浩々洞」にも通っていたようであるが⁽⁵⁴⁾、千葉教院は、浩々洞設立の発起者の一人である多田鼎が開設した教院として知られる⁽⁵⁵⁾。また、西本は浩々洞の機関紙とも言える『精神界』に文章を寄せている⁽⁵⁶⁾。更には、その浩々洞の誕生のきっかけをつくったとも言える近角常観(1870-1941)に宛てて⁽⁵⁷⁾、千葉教院より投じた書簡が三通現存している⁽⁵⁸⁾。これらのことから、西本が浩々洞と深く関わっていたことが窺い知られる。また近角常観へ宛てた書簡の日付からは、西本が1912年(明治45)7月と1914年(大正3)1月の時点ではまだ千葉にいたことが分かる⁽⁵⁹⁾。また、大正2年度の『真宗大谷大学一覽』の中の卒業生名簿には、西本の現職が「千葉駐在」と記されている一方で(cf.脚注49)大正4年度のものでは、現職は「研究科在学」となっている⁽⁶⁰⁾。したがって、西本が千葉教院にいたのは、1912年(明治45)から1914年(大正3)にかけてのことであり、大正4年度(西本27歳)に「研究科」に入学していたと考えられる。なお「真宗大学」が巣鴨から京都に移り、その名を「真宗大谷大学」と改称したのが明治44年であることから、西本は「研究科」に入

学するにあたって初めて京都で居を構えたのであろう。西本が真宗大谷大学の研究科を卒業したのは、1918年（大正7）（西本31歳）6月のことであり、彼の研究テーマは「佛教戒律の研究」であった⁽⁶¹⁾（ちなみに大正4年の学生便覧の「研究科規定」の第二条には「研究科学生ノ在学期ハ四箇年トス」と記されているので、西本は留年や休学などを経ることなく規定通り4年で研究科を修了したことがわかる）。なお西本がどのような経緯で律を研究するようになったのか、あるいは誰が彼の指導教員であったのかは定かではないが⁽⁶²⁾、後に自著『四分律比丘戒本講讀』（西本1955）の「はしがき」の1頁において「大正三年九月以降、二カ年間、四分律一部六十巻と対峙して迷闇裡に彷徨してゐた。研究の廃止をも思ひ立つてゐた。学友河野秀顕君の指示により、大正五年十月唐招提寺長老北川智海僧正の提擧を受けたのであつた。一年半あまりして律分解釈上に大光明をもたらされた。」と述懐していることから、西本は研究科に入学した当初より律研究を進めていたこと、また唐招提寺の北川智海師より研究上の指導を受けていたことが窺い知られる。なお西本は、真宗大谷大学の研究科を卒業した同年（1918年）に、『真宗人名辞典』が記す通り「擬講^{ぎこう}」という学階を得ている⁽⁶⁴⁾。これは彼の研究テーマであった「佛教戒律の研究」をまとめた論考が学階請求論文として大学ないし本山に提出されてのことであると考えられる⁽⁶⁵⁾。

1918年（大正7）6月に真宗大谷大学の専門科を卒業し「擬講」にもなった西本は、翌1919年（大正8）9月（西本31歳）に京都真宗中学校（現在の大谷中学）に教員として就職するもの⁽⁶⁶⁾、1922年（大正11）8月には依願退職している⁽⁶⁷⁾。そして同年に「四等族賞」をうけた後⁽⁶⁸⁾、翌1923（大正12）年5月には「稟授一級」を受けるとともに⁽⁶⁹⁾、大谷大学の事務職員に就任したことが『宗報』において確認される⁽⁷⁰⁾。西本が1922年8月に京都真宗中学校を退職し、約半年後の1923年5月に大谷大学の事務職員（「書監」⁽⁷¹⁾）に就任しているという事実を勘案すると、『真宗人名辞典』に掲載されている「22年北海高等女子校教諭となる」という情報は誤りである可能性が高い。実際、そのような辞令は『宗報』において確認することはできず、また現在の札幌大谷高等学校に問い合わせたところ、学校長の種市政己氏より、かつて「西本龍山」という教員が存在

したことは確認できなかったという回答も得た（種市政己氏のご厚情に改めて御礼申し上げます）。

その後数年を経て、西本は大谷大学において事務職員ではなく教員として教鞭を振るうことになるのだが、西本が事務職員としての職に就いた年月日は『宗報』で確認できる一方で、彼がいつ正式に事務職員を辞し教員となったのかは『宗報』では確認することができなかった。大谷大学に部分的に現存する当時の学生便覧（『大谷大學要覧』）を見ると、1925年度（大正14）、1927年度（昭和2）、1929年度（昭和4）のものにおいては、西本の役職はそれぞれ「図書監」⁽⁷³⁾「幹事」⁽⁷⁴⁾「幹事」⁽⁷⁵⁾となっており、結果、少なくとも昭和4年までは西本は間違いなく事務職員であったことがわかる。また西本がおそらく昭和8年の時点で大谷大学において教壇に立っていたことも判明している。それは、昭和8年に出版された『大谷學報』14(3)に掲載されている「研究室彙法」に、西本が大乘仏教学会に「教授」として出席したことが記されているからである。⁽⁷⁶⁾また昭和9年の『大谷學報』15(2)に掲載されている「研究室彙報」にも、大乘仏教学会の例会で西本が「教授」として研究発表をしたことが記されている。⁽⁷⁷⁾昭和10年の『大谷學報』16においては「研究室彙報」にも彼の名前の言及は見当たらなかったが、昭和11年の『大谷學報』17(2)に掲載されている「昭和十一年度学部開講学科目及講義題目」には「佛教學第四講座」の一つとして「西本 大乘律の研究」とある。⁽⁷⁸⁾また同年の『大谷學報』17(3)に掲載されている「研究室彙法」には、学内で開催された大乘仏教学会に関する記述において、彼が出席したこと、さらには17(4)の「研究室彙法」には「涅槃經の戒律觀」というタイトルで彼が研究発表をなしたことが記されている。⁽⁷⁹⁾同様に昭和12年の『大谷學報』18(1)、(3)の「研究室彙法」にも、学内で開催された大乘仏教学会例会や印度佛教学会に、西本が「教授」として出席したことが記されている。⁽⁸⁰⁾昭和13年の『大谷學報』19に関しては、(1)の「研究室彙法」には、西本が印度佛教学会例会と大乘仏教学会例会に出席したことが、(2)に掲載されている「昭和十三年度学部開講学科目 講義題目」には「佛教學第四講座」の一つとして「西本 梵網經の研究」というように西本が授業を受け持

っていたことが明記されている⁽⁸¹⁾。また(3)に掲載されている「研究室彙法」には、大乘仏教学会の例会において西本が研究発表をおこなったことが記されている⁽⁸²⁾。さらに、昭和14年の『大谷學報』20(2)には「昭和十四年度学部開講学科目及講義題目」に「佛教學第一講座」の一つとして「西本 購読 四分律行事鈔 備考 仏教学第四講座ト共通」とあり「佛教學第四講座」の一つとしても「西本 購読 四分律行事鈔 備考 仏教学第一講座ト共通」とある⁽⁸³⁾。そして昭和15年の『大谷學報』21(2)の「昭和十五年度学部開講学科目及講義題目」にも「佛教學第三講座」の一つとして「西本 四分律行事鈔」とある⁽⁸⁴⁾。同様に、昭和16年の『大谷學報』22(2)の「昭和十六年度学部開講学科目及講義題目」にも「佛教學第四講座」「大乘仏教学」の一つとして「西本 大乘戒の種々相」とある⁽⁸⁵⁾。また、昭和17年の『大谷學報』23(6)にも「昭和十八年度学部開講学科目及講義題目」において「佛教學第四講座」の一つとして「特殊 西本 大乘律概説」というように西本が教鞭を振っていたことが記されている⁽⁸⁶⁾。

このように昭和8年から17年までの『大谷學報』には、西本が大谷大学において「教授」として授業を担当していたこと、学内学会に出席・発表していたことが確認できるが、この「教授」というのは、厳密には「嘱託教授」のことを指していたようである(昭和13年の『大谷學報』19(3)においてのみ明確に「嘱託教授」と記されている；cf. 本稿の脚注の83)。そのことは、本学に現存する昭和9, 12, 13, 14, 16年の学生便覧(『大谷大学要覧』)からも窺い知られる(昭和10, 11, 15, 17, 18年度のもの残念ながら現存しない)。そこでは、西本が「教授」ではなく「嘱託教授」として「仏典基礎学」ないし「大乘佛教学」を担当していることが確認されるのである。この「嘱託教授」という役職は、現在の「非常勤講師」のようなものであったようである。例えば、櫻部建は、自身の大谷大学における学生生活を振り返って「……京都大学から有力な教授方が、当時嘱託教授という名前だったようですが、今日で言えば非常勤講師でありましょう、年々講義に来ておられるんですね。それは哲学の西田幾多郎博士とか、社会学の米田庄太郎、西洋史の阪口昂(この方の名著の誉高い『概観世界

思潮』の基になったのは真宗大谷大学における講義) 梵語学の榊亮三郎、哲学史の朝永三十郎(この方は東京の真宗大学以来の関係)などの方々であります。」と述懐している⁽⁸⁸⁾。当時の「嘱託教授」が、現在の「非常勤講師」に相当するとすれば、西本が「嘱託教授」に任ぜられたことが、わざわざ宗派の機関紙に掲載されないことも道理である(例えば、現在、大谷大学の教職員の人事情報は『人間asile』という大谷大学が一年に二度刊行される広報誌に詳しいが、そこでも非常勤講師に関する情報は一切掲載されない)。なお西本が1933年(昭和8)から1942年(昭和17)までの間「非常勤」の勤めとして大谷大学において教壇に立つ一方で、「常勤」の勤めとして何をしていたのかは定かではないが、『真宗』昭和16年の3月号(no. 475)には、西本が「親授一級」を与えられたことが記されており⁽⁸⁹⁾、その際の彼の肩書きは「京都大谷専修学院教授」となっている⁽⁹⁰⁾。大谷専修学院というのは、真宗大谷派が運営する僧侶養成の専門学校のことであり、後述するように、西本は晩年そこで講師職に就いているが、この昭和16年の『真宗』に依る限り、彼はその時点で既に専修学院に勤めていたことが窺い知られる(ただし、昭和16年以前の『真宗』において、西本が大谷専修学院において何らかの役職に就いたことを示す正式な一文は確認することができなかった。従って、彼がいつからその職に就いていたのかは定かではない)。

1943年(昭和18)(西本55歳)に西本は大谷大学の正式な「教授」に就任する。このことは大谷大学が発刊している『大谷學報』の「学内彙法」の欄においても、また真宗大谷派の機関紙である『真宗』の「任命辞令」の欄においても報じられている⁽⁹¹⁾。だが、彼はどのようなわけか一年でその職を辞したようである。1944年(昭和19)の『真宗』5月号(no. 512)には、彼が「帰休」を命じられたことが記されているのである⁽⁹²⁾。実際、昭和18年の『大谷學報』24(6)に掲載された「昭和十九年度学部開講学科目及講義題目」にも西本の名前は存在しない⁽⁹³⁾。なぜ西本が「帰休」を命じられるに至ったのか、その理由は定かではない。昭和19年といえ、いわゆる「太平洋戦争」における日本の戦況がいよいよ悪化していた頃であるから、それに伴う日本の社会的・経済的状況の変化が何らかの形で大谷大学の運営にも影響し、その結果の一つとして西本の

「帰休」が生じたのかもしれない。いずれせよ、西本が昭和19年度以降に大谷大学で教壇に立った痕跡は確認できない。

大谷大学を去った西本は、しばらく教育現場を離れ、東本願寺の命を受け法務についていたようである。1950年(昭和25)(西本62歳)には、鹿児島別院の輪番(別院を統括する役割)および鹿児島教務所の所長という役職についている。⁽⁹⁴⁾ 続けて同年に鹿児島より京都に戻り、今度は東本願寺の内務局に出仕している。⁽⁹⁵⁾ そして二年後の1952年(昭和27)にその職務を辞している。⁽⁹⁶⁾ なお現在西本について知る数少ない人物の一人である善良寺の加藤祐晃師によると、西本は、この内務局に出仕していた当時、律宗の総本山である奈良の唐招提寺に通うことが多かったのだそうである。それは彼が律の研究を継続していたことを意味しているのかもしれない。

その後、ほどなくして西本は教職に復帰する。大谷専修学院の講師をつとめるに至るのである。上に引用した『日本佛教の宗派Ⅳ』の改訂版(1967)の著者紹介では、西本は内務局への出仕を辞した翌年にあたる1951年(昭和26)から1961年(昭和36)までの10年間その任についたとされているが、『真宗』においては、彼がいつ講師に就任し、いつ退職したのかという点を明確に示す情報は確認できなかった。しかしながら、西本が少なくとも1953年(昭和28)から1957年(昭和32)までその任についていたことは別の資料によって確認することができる。1954年9月に創刊され1957年11月(第6・7号合併号)まで続いた専修学院が発刊した『親鸞聖人論攷』という学術誌において「学内彙報」が掲載されており、そこに西本の名前が散見されるのである。⁽⁹⁷⁾ また1959年(昭和34)と1960年(昭和35)の時点においても西本が専修学院の講師であったことは確かであると言える。なぜならば『真宗』昭和34年3月号(no.664)に掲載された専修学院の入学案内には、当時の講師が一覧で示されており、そこに「仏教学・仏教史 西本龍山」というように西本の名前が確認され、⁽⁹⁸⁾ また1960年(昭和35)に出版された『現代法話集Ⅲ：教学研究所編』の著者紹介においても「福井県足羽郡麻生津村三尾野・久濟寺・専修学院講師」というように彼が現役の講師であることが記されているからである。⁽⁹⁹⁾

方で、1964年（昭和39）の『南都仏教』15の巻末における著者紹介においては、西本の肩書きは「元大谷大学教授」となっており、専修学院のことは一切言及されていない。このことは、西本が1964年の時点では、もはや専修学院の講師ではなかったことを意味していると考えられる。以上のことを勘案した上で、本稿では、晩年の西本の専修学院における講師としての任期を『日本佛教の宗派Ⅳ』の改訂版の記述に従って、1951年（昭和26）の4月から1960年（昭和35）の3月までとしておく。

専修学院の講師であった期間中の1955年7月（昭和30）（西本67歳）に、西本は真宗大谷派の安居の講師をつとめている（次講）。講本は『四分律』である。⁽¹⁰¹⁾『真宗』昭和30年8月号（no. 623）にも「恒例の安居開講式は、例年通り七月十一日午前十時より大寝殿に於て、新門様御臨席のもとに、古式に則り厳肅に開講せられた。本年度の本講は柏原祐義講師の『観經玄義分講要』と次講は西本竜山嗣講の『四分律比丘戒本講讚』であった。」と記されている。⁽¹⁰²⁾ここで留意すべきは、安居の講師をつとめた時の西本の学階が「擬講」ではなく「嗣講」とされている点である。西本の講本は『四分律比丘戒本講讚』として真宗大谷派より出版されているが（西本1955）、そこでも最初のページに「嗣講 西本龍山述 四分律比丘戒本講讚 為法館」と記されている。また西本が晩年に久済寺に宛てた書簡二通（昭和46年11月のものと昭和47年1月のもの）を、久済寺において確認することが出来たが、そこでも彼は「嗣講」を名乗っている。一方で、西本が1943年に『真宗同学会年報』に寄稿した「日本僧宝の建立に就いて」という論考においては、彼は「擬講」として紹介されている。となれば、1943年以降1955年までの間に、彼の学階は擬講から嗣講へと一段階上がっていたことになる。1943年から1955年にかけての『真宗』においては、西本が「嗣講」の称号を受けた年月日を示す情報は確認することができなかったが、彼の最終的な学階が「擬講」ではなく「嗣講」であったことはどうやら間違いなさそうである。

1976年（昭和51）の7月15日に西本は逝去した。墓石は京都市北区紫野にある大徳寺の塔頭の一つである総見院にある。墓標にはその忌日とともに「開

律院釈隴仙」という法名が銘記されている（『真宗人名辞典』の「法諱 龍山」という記載も誤情報であろう）。

上述した彼の略歴を箇条書きにしてまとめると以下の通りである。

- 1888(明治21)03/20 久濟寺(福井県)に生まれる
- 1906(明治39) 北海道庁立函館中学卒業(第8期)
- 1911(明治44)07 真宗大学本科卒業(第18回・第2部)
- 1912(明治45)–1914(大正3) 千葉教院(現在の浄願寺の前身)に駐在
- 1914(大正3)09 律研究を始める
- 1915(大正4)–1918(大正7) 真宗大谷大学 研究科(卒業)（『佛教戒律の研究』）
- 1918(大正7) 擬講となる
- 1919(大正8)–1922(大正11)08 京都真宗中学校(現大谷中学)教員
- 1922(大正11) 「四等族賞」をうける
- 1923(大正12)–1932(昭和7) 大谷大学 事務職員
- 1923(大正12) 「稟授一級」をうける
- 1933(昭和8)–1942(昭和17) 大谷大学 嘱託教授
- 1941(昭和16)02/03 「親授一級」をうける
- 1943(昭和18)04/01–1944(昭和19)03/31 大谷大学 専門部教授
- 1950(昭和25)02–10 鹿児島教務所長兼鹿児島別院輪番
- 1950(昭和25)10–1952(昭和27)03 東本願寺内務局に出仕
- 1951(昭和26)–1960(昭和35)03 大谷専修学院講師
- ? 嗣講となる
- 1955(昭和30)07 真宗大谷派安居講師をつとめる(次講)。講本は「四分律比丘戒本」
- 1976(昭和51)07/15 逝去

こうして西本の経歴をたどると、彼が大谷大学ないし真宗大谷派の本流を歩んだ人物であったことがわかる。真宗大谷派の寺院に生まれた西本は、真宗大

学を卒業し、その前後に浩浩洞にも出入りし、真宗大谷大学を修了し、そして大谷大学に職員としても教員としても勤務するに至っている。一方で、西本は鹿児島別院の輪番を務め本山の内務局にも出仕するなど真宗大谷派の法務活動にも従事し、大谷専修学院において宗派を背負って立つ僧侶の養成にも尽力し、さらには嗣講という宗派内の高位の学階を得て宗門学事の最高峰とも言える安居において次講をつとめるという大役も果たしているのである。

その安居に関する条例の第二条には「安居は、本派が行う学事を中心道場であって、広く真宗教学と仏教教理について論述や考究を行い、もって教学の振興と自信教人信の誠を尽くす教師を育成することをその本旨とする。」と記されているが、⁽¹⁶⁾西本龍山という人物の業績と経歴を振り返ってみると、まさしく彼は「広く真宗教学と仏教教理について論述や考究を行い、もって教学の振興と自信教人信の誠を尽くす教師」に他ならなかったと言えよう。

註

- (1) [https://ja.wikipedia.org/wiki/ 仏教学者](https://ja.wikipedia.org/wiki/仏教学者)
- (2) 南條文雄 (1849-1927), 村上專精 (1851-1929), 織田得能 (1860-1911), 清沢満之 (1863-1903), 寺本婉雅 (1872-1940), 佐々木月樵 (1875-1926), 曾我量深 (1875-1971), 金子大榮 (1881-1976), 山辺習学 (1882-1944), 赤沼智善 (1884-1937), 泉芳璟 (1884-1947), 宮本正尊 (1893-1983), 山口益 (1895-1976), 安田理深 (1900-1982), 道端良秀 (1903年-?), 横超慧日 (1906-1996), 野上俊静 (1907-1994), 舟橋一哉 (1909-2000), 柳田聖山 (1922-2006), 櫻部建 (1925-2012), 牧田諦亮 (1912-2011), 小川一乗 (1936-), 小谷信千代 (1944年-), 田代俊孝 (1952年-).
- (3) 久松真一 (1889-1980), 小野勝年 (1905-1988), 長尾雅人 (1907-2005), 岩本裕 (1910-1988), 藤吉慈海 (1915-1993), 田村圓澄 (1917-2013), 武内紹晃 (1920-), 梶山雄一 (1925-2004), 笹沙雅章 (1930-2015), 松塚豊茂 (1930-), 桂紹隆 (1944-), 頼富本宏 (1945-2015), 廣澤隆之 (1946-), 本庄良文 (1951-), 佐々木閑 (1956-).
- (4) 西本の生家である寺院名の表記に関しては「久齊寺」「久齋寺」等の複数の形が確認されている (例えば、西本が昭和46年11月と昭和47年1月に久濟寺に宛てた二通の葉書が現存しているが、前者においては宛名の寺院名は「久齊寺」と記されており、後者には「久濟寺」と記されている) が本稿では一貫して「久濟寺」と表記している。これは現在の寺院の門前に昭和61年8月に建てられた山号と寺号を刻した石柱 (「真宗大谷派 見法山 久濟寺」) に倣ってのことである。

- (5) よく知られているように、鑑真（688-763）は命を賭して中国より日本へ渡来したが、それは日本において律に基づいた正式な授戒／受戒儀礼を執行し、正統性をもった僧侶を輩出するためであった；cf. 佐々木閑（1999: 69-70）：「……この受戒の儀式こそが僧団にとって最も重要な儀式であり、それが正しく執行されなければ僧団は新規に比丘を受け入れることができず、その僧団は自然消滅してしまう。また仏教未開の地に新たな僧団を作る場合も、先ずこの儀式を正しく執行するための条件を整えることが最優先の課題となる。比丘がいなければ僧団はつくれず、僧団がなければ真の仏教世界、すなわち仏・法・僧という三宝をそなえた世界はあり得ないからである。奈良の中央政権が鑑真の渡来を待ち望んだのも、まさにこの儀式を正式に執行し、日本で、真性なる比丘の自己生産を行いたいとの願いからであった。
- (6) Kishino (2013: 12, n. 30).
- (7) 水野（2004: 73）.
- (8) 上田・渡邊・宮本（1936-40）；Horner（1938-66）. 特に欧米においては「律といえばパーリ律だけを指す」と擲揄されるほど律の研究対象としては「パーリ律」が一般的なものになっている；Schopen (2001: 100): “There has been a marked tendency even in scholarly literature, to refer to “the Vinaya”, as if there were only one, when in fact the actual reference is only to the Pāli Vinaya.”
- (9) 境野（1928）；佐藤（1972）；佐藤達玄（2008）.
- (10) cf. Hirakawa (1982: 11): “[*The Mūlasarvā stivāda-vinaya* is] about four times longer than other vinayas.” Clarke (2016-2017: 204): “To put this in context, at 221 juan, the *Mūlasarvāstivāda-vinaya* would have been approximately seven times longer than the *Mahīśāsaka-vinaya*, six times the length of the *Mahāsāṃghika-vinaya*, and four times that of the *Dharmaguptaka- and Sarvāstivāda-vinayas*.”
- (11) ちなみに平川（1960）は、西本の論考も丹念に参照している；cf. 同書の索引（一邦語索引）の「西本龍山」の項（24頁）.
- (12) 中国において、義浄が将来・翻訳した「根本説一切有部律」を実際に用いて出家生活を送った者たちが数多くいたことを示す記録、「根本説一切有部律」が広く読まれたことを示唆する資料、あるいは、その新たな律典の出現により、既に一般的になっていた『四分律』の優勢が揺らいだことを示唆する歴史的事実は、控えめに言っても、あまり見つかっていない；大谷（2015）. ただし「根本説一切有部律」の活用・研究は、義浄の死後1000年以上の時を経て、極東の日本において実現することになる。日本においても、律テキストに関しては、道宣の孫弟子と言われていた鑑真（688-763）が、753年に中国から来日し、『四分律』に基づく正式な授戒を初めて実施して以降、長らく『四分律』が一般的であった。ところが、江戸時代後期に至って「根本説一切有部律」が遽に脚光を浴びようになる。近世中期から各宗に拡がった「戒律復興運動」の中で、真言宗では、高野山の妙瑞（1696-1764）や、安芸福王寺の學如（1716-1773）らが、宗祖空海が『三学録』において真言宗所学の律として「根本説一切有部律」を挙げていることに着目し、その律典

- の研究に努め、「根本説一切有部律」に基づいた儀礼・出家生活を宣揚するに至ったのである；Clarke (2006); cf. Kishino (2018: 102-105).
- (13) 平川 (1960: 73). なお、平川の「根本説一切有部律」の内容を時代的に新しい——ゆえに重要度の低い——ものとみなす傾向は、その後も続いている。例えば、平川 (1993: 19) においては「物語文学の一種である「阿波陀那」(avadāna) が、これらの律 (= 「根本説一切有部律」) の中に挿入され、その分量が増加されたからである。むしろ阿波陀那が増加したために、これらの律の伝持者の関心が阿波陀那に移ってしまい、律の説明に厳密性を欠いた表現が散見されるようになっている。そのために根本説一切有部律は、律の注釈の価値はおとる」というように、ここでも「根本説一切有部律」の資料的価値を「おとった」ものとしている。さらに平川 (1998: 36) においても「根本有部尼律は他律に比較して、条文の数が多く、内容的にも異なる条文が多く挿入されているが、それだけ根本有部尼律は後から手を加えられた律であることを示しているのである。」と、「根本説一切有部律」の「比丘尼律」が内容的にも後代のものであると断じている。
- (14) G. Schopen の論考の代表的なものは、論文集の中に再録され、これまでに 4 冊が刊行されている。最新のものは比丘尼に関する論考が中心の Schopen (2014) である。
- (15) 「根本説一切有部律」のテキスト研究に関する成果をまとめたものとしては、もっとも新しいものとして Clarke (2014: 37-45) が有益である。
- (16) そうした「根本説一切有部律」の関連文献に関する最近の研究成果としては、例えば『Vinaya-sūtra』(このテキストに関しては脚注 26 を参照) を扱った律経出家事研究会による一連の成果が挙げられる；cf. 律経出家事研究会 (2014).
- (17) ショペン (2000).
- (18) 松村 (1994: 17, n. 5). なお、櫻部文鏡も大谷大学を代表する偉大な仏教学者の一人でありながら、その経歴や業績についての詳細は不明のままである。
- (19) 櫻部 (1928: 208 [816]): 「文々句々に至っては甚だ異なる所が多い。同一原典の翻訳であるとは遽に決定しかねるものだ」なお、Clarke (2016-2017: 229, n. 89) が指摘するように、西本 (1929) も、そこに付された「諸部僧尼兩戒本の対照研究」という冊子の中の「諸部僧尼兩戒本対照に於ける注意すべき諸項」という但し書きにおいて、チベット語訳の比丘尼戒本と義浄訳のそれとの間に差異が見られることをより具体的に指摘しており、更には「根本説一切有部律」の中に異なる系統の比丘尼戒本が存在する可能性をいち早く指摘している：「西藏戒本は有部律と一致するも、第四・五表の比丘尼波逸提法及び第八・九表の衆學法に於て差異あり。されど有部系の中に於て亦別本ありしを推測することが出来る。」
- (20) cf. Clarke (2012). またこの櫻部の論考では「根本説一切有部律」を構成する四つの大きなテキストのうちの第 4 番目のテキストである「ウッタラグラント」というテキストのコロフォンの概要も示されている；櫻部 (1928: 209-210 [817-818])；cf. 岸野 (2006). この「ウッタラグラント」は、従来は充分な根拠なく「根本説一切有部律」の付属文献ないし注釈書の類として等閑に付されていたが、近年の研究

でそれがれつきとした律本体の一部であり、菩薩像や仏塔にまつわる詳細な情報も含む重要文献であることが明らかになっている；Kishino (2013: 39, esp. §§ 5.1-5.3.), Clarke (2015: 76), Kishino (2016: esp. 238; 244, § 2.5.1).

- (21) 同著者が1954年(昭和29)にまとめたサンスクリット語で現存する *Prātimokṣa-sūtra* の日本語訳の手稿も1969年に出版されている：増田臣也『梵文波羅提木叉經』東京：仏教書林中山書房；cf. Nakamura (1980: 59, n. 19)；Clarke (2015: 75).
- (22) cf. 増田 (1969) の冒頭の平川彰「推薦のことば(昭和四十四年九月)」：「増田臣也師の『チベット訳戒經』の日本語訳が公刊されることは、何より喜ばしい。……チベット訳戒經の訳出には、チベット語の素養とともに、戒律についての専門的知識が必要である。増田師はこの両方面の学殖をあわせ持っておられた。すなわち師は大正十四年に大谷大学に入学され、チベット語を寺本婉雅師に学び、さらに戒律を西本龍山師の指導をうけられた。……師は大谷大学卒業後も引きつづいて、戒律の研究に従事された。しかしその後、兵役に服され、あるいは外蒙古への開教師として、ながく海外布教につくされ、さらに昭和十七年には栃木県の大谷派所属の忍精寺に入寺され、寺務、布教に従事される等、研究に困難な事情が多かったが、しかしその間も研究を休すまらず、困難をおして研究を大成されたのである。しかも増田師は研究の完璧を期されて、チベット訳のみでなく、サンスクリット文戒經の研究をもされ、その日本語訳をつくれ、これと比較研究して、チベット訳戒經の翻訳の完成を期せられた。」
- (23) e.g., 佐々木閑 (2014: 50, n. 34, 37)；(2017: 4-5, n. 16).
- (24) cf. Kishino (2018).
- (25) Clarke (2016: 53-57 [182-186])
- (26) cf. Kishino (2017: 240). なお佐々木 (1971) も「根本説一切有部律」に関する研究であり、そこでは主として同律において『三啓經(無常經/三啓無常經)』の引用・言及が散見されることが議論されているが、そのこと自体は西本 (1933: 10-11) が既に指摘している(佐々木は西本の研究には言及していない)。そのため本稿ではとりあげたなかった。しかしながら、その佐々木の論考においては『*Vinaya-saṃgraha*』と同じく「根本説一切有部律」の綱要書であり、特にチベット文化圏においては現在に至るまで律本体以上に重視され、またサンスクリットでも現存することから近年めざましく研究が進んでいる『*Vinaya-sūtra* (Chin. 律經；Tib. 'Dul ba'i mdo sde)』というテキストの撰者の *Gunaprabha* について、彼が5-7世紀に活躍した学匠であり、マトゥラーと深い関わりがあった可能性が高いことがいち早く指摘されている。この点は注目に値すると言えよう(佐々木, 1971: 573).
- (27) 義浄訳で現存する「根本説一切有部律」関係のテキストは、この他にも『根本説一切有部尼陀那目得迦』(大正大藏經 [以下 T.] 1452), 『根本説一切有部百一羯磨』(T. 1453), 『根本説一切有部戒經』(T. 1454), 『根本説一切有部苾芻尼戒經』(T. 1455), 『根本説一切有部毘奈耶尼陀那目得迦攝頌』(T. 1456), 『根本説一切有部毘奈耶雜事攝頌』(T. 1457), 『根本薩婆多部律攝』(T. 1458), 『根本説一切有部毘奈耶頌』(T. 1459) という八つがある。このうち『根本説一切有部尼陀那目得

- 迦 (T. 1452) は『Nidāna』と『Muktaka』という名の二つの律テキストが合わさったもので、チベット語訳でも現存する（前者については Clarke 2002, Kishino 2013 を参照。後者については Clarke 2001, Kishino 2016 を参照）。『根本説一切有部百一羯磨』(T. 1453) は、「根本説一切有部律」中に説かれる「羯磨 (karman)」と呼ばれる教団の議事およびその際の式文の集成を中心要素としたテキストである。チベット語訳にも同タイトルのテキストが伝わっているが、両者の間には様々な違いが見られ同一のテキストではない可能性が高いことが知られている；cf. Kishino (2015, 151-152)。『根本説一切有部戒経』(T. 1454) と『根本説一切有部苾芻尼戒経』(T. 1455) は、それぞれ『根本説一切有部毘奈耶』と『根本説一切有部苾芻尼毘奈耶』の骨子となる禁止令の集成である。『根本説一切有部毘奈耶陀那目得迦攝頌』(T. 1456) と『根本説一切有部毘奈耶雜事攝頌』(T. 1457) は、それぞれ『根本説一切有部尼陀那目得迦』(T. 1452) と『根本説一切有部毘那耶雜事』(T. 1451) に見られる要略偈 (uddāna) の集成である。『根本薩婆多部律攝』『根本説一切有部毘奈耶頌』という二つは、それぞれ勝友 (*Viśesa-mitra) と毘舍佉 (*Viśākha) という者が撰述した「根本説一切有部律」全体の綱要書であり、律そのものではない。両者ともチベット語訳でも現存する。前者については岸野 (2018) を参照。後者については Shayne Clarke が研究を進め「A Preliminary Survey of Viśākha(deva)'s *Bhikṣuvīnaya-kārikā-kusuma-sraja*」というタイトルの論文を発表せんとしている。なお、以上の西本が『国訳一切経・律部』シリーズでてがけなかった八つのテキストに関しては『薩婆多部律攝』を除いて、書き下し文は公刊されていない（『薩婆多部律攝』は同シリーズの第 17 巻において境野黄洋が担当している）。
- (28) 佐藤 (1972: 58) : 「本律 (= 「根本説一切有部律」) の詳細に関しては、国訳一切経律部十九に西本龍山氏の懇切な解題がある。」また西本は『佛書解説大辞典』においても「根本説一切有部律」に関する解説を担当し、数ページにわたる微に入り細に入る解説をてがけ、同律の研究に資する有益で膨大な情報を提示している (西本: 1933f)。
- (29) 西本は、チベット語訳テキストの情報や読みに関しては、他の大谷大学の碩学たちの助けを借りたようである。『根本説一切有部毘奈耶』に関しては、寺本婉雅と櫻部文鏡の助力を得たことが謝辞において言及されている（『律部』19 巻の冒頭と 21 巻の末尾）。また『根本説一切有部苾芻尼毘奈耶』『根本説一切有部毘奈耶出家事』『根本説一切有部毘奈耶隨意事』『根本説一切有部毘奈耶安居事』『根本説一切有部毘奈耶皮革事』『根本説一切有部毘奈耶迦絺那衣事』『根本説一切有部毘奈耶破僧事』『根本説一切有部毘奈耶藥事』に関しては、加藤清 (1907-1956) の助力を得たことが、各巻 (22 [苾芻尼毘奈耶, 出家事, 隨意事, 安居事, 皮革事, 迦絺那衣事], 23 [破僧事], 24 [藥事]) の冒頭の謝辞において言及されている。なかでも『根本説一切有部毘奈耶藥事』に関しては、福田 (2000: 56) が指摘する通り、チベット語訳でのみ現存する最後の二章が加藤の和訳という形で提示されている（なぜか福田は「根本説一切有部藥事毘奈耶」と記しているがこれは誤記であろう）。なお、加藤清も西本同様に大谷大学が輩出した「著名な仏教学者」たるべき一人で

ある；cf. 福田（2000: esp. 55-56）.

- (30) 佐々木閑（1999: 245, n. 1）：「……西本龍山が『国訳一切経』の中の五分律、摩訶僧祇律、根本有部律に対して付した注記は貴重な情報源となる。」
- (31) 例えば八尾史は「根本説一切有部律」の中に見られる經典テキストとのパラレルに関する論考を發表し続け、同律の特徴の解明を前進させているが、西本が『国訳一切経・律部』シリーズにおける脚注において、いちはやく經典テキストとのパラレルを指摘していることに度々言及している；e.g., 八尾（2011: 13, 33-37, 40, 42-43, 48, 50, 52-53, 55, 57）.
- (32) 第1-4巻『四分律』, 第5-7巻『十誦律』, 第8-10巻『摩訶僧祇律』, 第11巻『解脱戒経』『律二十二明了論』『羯磨』, 第12巻『菩薩瓔珞本業経』『仏説菩薩内戒経』『優婆塞戒経』『清浄毘尼方広経』『仏説舍利弗悔過経』『大乘三聚懺悔経』『仏説浄業障経』『善恭敬経』『仏説大乘戒経』『菩薩戒羯磨文』『菩薩受斎経』『梵網経』, 第13-14巻『弥沙塞部和醯五分律』, 第15巻『毘尼母経』『薩婆多毘尼毘婆沙』(上), 第16巻『薩婆多毘尼毘婆沙』(下)『薩婆多部毘尼摩得勒伽』, 第17巻『根本薩婆多部律攝』, 第18巻『善見律毘婆沙』, 第19-21巻『根本説一切有部毘奈耶』, 第22巻『根本説一切有部苾芻尼毘奈耶』『根本説一切有部毘奈耶出家事』『根本説一切有部毘奈耶随意事』『根本説一切有部毘奈耶安居事』『根本説一切有部毘奈耶皮革事』『根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事』, 第23巻『根本説一切有部毘奈耶菓事』, 第24巻『根本説一切有部毘奈耶破僧事』, 第25-26巻『根本説一切有部毘奈耶雜事』
- (33) 他にも西本は真諦（499-569）訳でのみ現存する正量部の佛陀多羅多（*Buddhatrāta）なる人物に帰される『律二十二明了論』という律の注釈書の書き下し文も担当しているが、それは近代における真諦研究の嚆矢の一つとしても重要である；cf. 船山（2012: 30）.
- (34) 境野黄洋：東洋大学学長（1918-23）、上田天瑞：高野山大学学長（1947）、佐藤密雄：大正大学学長（1964-65）.
- (35) 例えば、西本（1929）に付された「諸部僧尼兩戒本の對照研究」という諸律の比丘戒本および比丘尼戒本を網羅的に比較した対照研究はClarke（2016-2017）により重要な先行研究として度々参照されている；cf. 本稿の脚注19.
- (36) 本書は、小引に「本書は現今われらの師範として仰ぐべき先進の命師に「求道者の指針となるべき聖經の御文あるひは聖賢の御言と、その御味ひの一端」の御高教を希ひしところ各師より懇なる御教示を賜りしその寶章を敬録せしものなり。」とあるように、仏教を専門とする大学教員や寺院の住職らが仏典などから一節を引用するとともに、その引用に関する雑感を寄せるという内容の書であり、各人の文章にタイトルは無い。大谷大学関係者としては、他にも船橋水哉、赤沼智善、泉芳璟、鈴木大拙、大屋徳城らの一文が見られる。西本は「設復、人ありて浄信心を以て、梅檀にて塗拭せんとも、如来は彼に於て喜心を起したまはじ。設復、人ありて諸の怒心を以て、刀を將つて傷割せんとも、如来は彼に於て愼心を起こしたまはじ。（根本説一切有部毘奈耶菓事第五巻：大正藏経、24・20上11行）」という一節を

引用し、続けて「私は此文をただ「格言としてのみ奉戴しておるものではない」と云い得るに到れることを喜んでおります。」という文章を寄せている。なお、本書の西本の著者紹介の欄(6)においては、どういうわけか「京都 前大谷大学教授 西本龍山」と記されている。本書が出版された1933年は西本が嘱託教授として大谷大学で教壇に立ち始めた年であることを勘案すると、ここに記された「前大谷大学教授」という肩書きが意味するものが何であるのかよく分からない。

- (37) 西本の没年が1976年であることを勘案すると、おそらくこれが彼の生涯において最後に公刊された文章であろう。短いので全文を挙げておく：「今、日本国民は悉く大乘律通暁の善人(vineya parivatti kurars)となるべきである。大乘律とは十悪業道を非とせる十善業道の是ではない。その十善業道の是をも更に非とせるもの、即ち智慧十善道であり、真宗十善道であり、自からなる十善道である。ここに正しきを否定し、妄語を肯定し、悪口を礼賛するものである。五世紀に印度に出世せられた無著菩薩比丘は、「超越とは愆重に精進するなり」と述べられた。これ小乗律に任持しつつ小乗律を超越する、ここに大乘律の白蓮華は花咲くのである。大乘律通暁の善人たらずして、大乘律通暁の非善人たる故に本願寺大宗門はよろよろよろめいておる。大いに須らく慚愧すべきである。」
- (38) cf. 船山(2003:5):「まず、仏教における戒律には伝統的な声聞乗の戒律(声聞戒ないし小乗戒と称される)と、大乘の戒律(菩薩戒ないし大乘戒と称される)の二種類がある。声聞戒というのは……より具体的に言えば、出家者の場合は具足戒(完全完備の戒律—比丘か比丘尼かの性別によって内容が異なる)が……これに当たる。さて今ここに仏教徒がいて、このような通常の戒律を既に受けており、その上さらに、大乘仏教のかかげる理想の人物である「菩薩」として、それにふさわしい戒律生活を望んでいるとしよう。この場合、彼/彼女がより高次の戒律として声聞戒にくわえて更に受戒すべきもの、それが菩薩戒である。」; 竹田(1984:1):「菩薩戒はまた大乘戒、大乘菩薩戒ともよばれ、大乘の菩薩が受持すべき戒であるが、さらに視点の設定によっては仏戒、仏性戒、一心戒、心地戒など種々の名称が用いられ、また別に一乗戒、円戒、円頓戒などの呼称もあり、それらの複合的用法も存すること、よく知れているところである。」
- (39) もっとも西本自身は、晩年に「律尊者」を自称することが多かったのだそうである(西本凉邦氏と加藤祐児師の談)。自身は「律」の専門家であるという意識は強かったのであろう(本稿のタイトルもその自称に由来している)。
- (40) なお鷹谷俊之『東西仏教学者伝』山口:華林文庫, 1970, 斎藤昭俊, 成瀬良徳編著『日本仏教人名辞典』東京:新人物往来社, 1986, 日本仏教人名辞典編纂委員会編『日本仏教人名辞典』京都:法蔵館, 1992には「西本龍山」の項目も彼についての言及も見られない。
- (41) ここで挙げられている井上哲雄『真宗學匠著述目録』京都:龍谷大学出版部, 1930, 251-252(「龍山」の項)には特に目新しい情報は見られない。単に「大派 擬講 越前久濟寺 姓西本」「敦煌出土十誦比丘尼波羅提本(sic.)又戒本解説 昭和四刊」と記されているだけである。

- (42) 1981年の改訂4版の著者紹介においても同文が転載されている。だが、例えば同じく執筆者の佐伯良謙に関しては「逝去」と変更されており、塩入良道に関しては、1967年の版で「現在大正大学助教授」となっていた箇所が「現在大正大学教授」と変更されている。一方で、既に1976年に他界している西本龍山の紹介記事には一切の変更は加えられておらず「逝去」の文字もない。彼の逝去は学界においても知られていなかったのであろう。なお初版(1959)の著者紹介は以下の通り：明治二十一年福井県に生まる。大谷大学研究科卒業。佛教戒律の研究を専攻す。大谷大学教授を経て現在大谷専修学院講師。著書「敦煌出土、十誦比丘尼波羅提木叉戒本並解説」「四分律比丘戒本講讀」「僧祇律、五分律、根本説一切有部、行事鈔等国訳」十六冊。主論文「大乘律典籍の批判研究」
- (43) 『真宗人名辞典』においては「(sic.)」で示した通り、西本の論考タイトルに一目瞭然の誤記が見られる；誤「四分律比丘尼(sic.)戒本講証」→正「四分律比丘戒本講証」；誤「敦煌出土十誦比丘尼波羅提本(sic.)叉戒本解説」→正「敦煌出土十誦比丘尼波羅提木叉戒本解説」
- (44) ここでの法正師についての記述は、久済寺に伝わる西本文英氏が書き残した西本家の家系に関するメモに基づく。そのメモ(以下「文英メモ」と略す)によると法正師は、1848年(嘉永元年)に出生し1913年(明治45)年に逝去したとのこと。
- (45) 西本の生年(月日)を裏付ける資料は上に挙げた2点以外には得られていないが、涼邦氏との談話においても特段この点については否定はされなかった。
- (46) 談話の中でも涼邦氏はこのことをはっきりと否定された(涼邦氏の話では、西本は京都に移ってきてから上賀茂に居を構えたことがあるとのこと)。また大正5年度の大谷大学の学生便覧には、在学生の一人として西本龍山の名が挙げられており、そこで彼の出身地と研究テーマが言及されているが、そこでも「福井縣足羽郡麻生津村久済寺 佛教戒律の研究」と記されている；大正5年『真宗大谷大学一覽』96。
- (47) 西本は出生後、久済寺の近くのお寺にも一時的に預けられていたようである；cf. 文英メモ：「二男 龍山 下馬應善寺へ一時入寺 出でて 浩々洞に行く。後戒律を学び 大谷大学教授、大谷専修学院教授共に斬職」
- (48) 『東京白楊便り』Vol. 38:4：「……明治34年の「北海道庁立函館中学」への改称と併せ、これをもって現在の同窓生がよく知る「旧制函館中学」の完成を見たようである。」
- (49) 大正2年の学生便覧(『真宗大谷大学一覽』)に、第十八回本科卒業生(明治44年7月)の一人として、第二部のところに「西本龍山」の名前が挙げられている。また現職は「千葉駐在」となっており、出身が「北海道函館中学」となっている(大正2年『真宗大谷大学一覽』：95)。なお西本の北海道庁立函館中学の卒業年に関しては、現在の函館中部同窓会東京支部の理事の方(匿名)より、同窓会名簿(『白楊ヶ丘同窓会会員名簿』東京：北海道函館中部高等学校白楊ヶ丘同窓会、2015)に掲載されている情報を教えて頂いた。改めて感謝申し上げる。
- (50) cf. 本稿の脚注49。

- (51) 第二条：「本学ニハ予科本科及研究院ヲ置ク」；第三条「予科ハ修業年限ヲ二ケ年トシ本科ニ入ラント欲スル者ノ為メニ須要ナル学科ヲ教授スル所トス」；第四条：「本科ハ修業年限ヲ三カ年トシ本科予科ヲ卒業シタルモノヲ入学セシメ宗門ノ須要ニ応スル学科ヲ教授スル所トス」；第17条：「本科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ本学予科卒業ノモノニ限ル」（いずれの条項もページ数は書かれていない）。これらの規則から18歳で函館中学を卒業した西本は、真宗大学の予科と本科をそれぞれ2年と3年をかけて修業したと考えられる。なお、大谷大学の古い学則や学生便覧は、当時の大谷大学のことを知る上で貴重な情報源となるものの、残念ながら大谷大学においてさえも部分的にしか現存していない。それら現存するものは全てコピーされて『真宗大谷大学一覽』というタイトルのもと私製の4冊本にまとめられて大谷大学図書館に所蔵されている。その4冊がいつの時代の学則や学生便覧のコピーを含んでいるのかという点については大谷大学図書館のOPACを通じて詳細に知ることができる。
- (52) 真宗大谷派浄願寺のHP（2019年4月現在）に掲載された「沿革」（<http://jouganji.jp/about/history>）：「……昭和47年に、千葉教院から、多くの方にも真宗の寺と分かるように「浄願寺」と寺号に改めました。」
- (53) cf. 本稿の脚注49.
- (54) 寺川（1986:83）：「明治三二年上京し、本郷森川町の寓居に生活しながら、真宗大学を巣鴨に開設する事に奔走している清沢のもとに、三三年九月、京都以来彼に師事する青年学徒、暁鳥敏・佐々木月樵・多田鼎の三人が集まり、共同生活が始められるようになった。この寓居というのは、清沢の後輩である近角常観の住居であるが……当時近角はたまたま宗教事情視察のために渡欧中であって、その依頼を受けて清沢が仮寓していた。この共同生活の場所は、ほどなく「浩々洞」と呼ばれることとなるが……。このように、浩々洞というのは、清沢とその薫陶を受けた青年学徒数人との共同生活の場所の名であり、形としては一つの小さな私塾である。その活動としては、毎日曜日、清沢と浩々洞の同人によってなされる日曜講話と、毎月約三千部の『精神界』の発刊と、清沢を中心とする議論と学習、そして信仰の対話であった。」
- (55) 真宗大谷派浄願寺のHP（2019年4月現在）の「沿革」（<http://jouganji.jp/about/history>）：「明治の30年代、東京の本郷に「浩々洞」という学び舎がありました。真宗大谷派の碩学 清沢満之師を中心に若き僧侶が共同生活をしながら、浄土真宗の教えを中心に仏教を学んでおられました。「浩々洞」設立の発起者の中に、愛知県蒲郡の常円寺に生を受けた多田鼎師がおられ、若き人々と仏教の研鑽に励んでおられました。……「浩々洞」で学ぶ生活をしながら、次第に伝道の思いが強くなった多田鼎師が、千葉医専の学生の方々の願いを伝え聞き、浄土真宗のお念仏の教えに縁の薄かった千葉の地に歩みを向けられました。医専の学生の方々が、教授をしていただいた井上善次郎博士の別宅を借りて準備をしてくださり、明治36年5月3日千葉町旭町（現千葉市中央区本町1丁目）に千葉教院・浄願寺の礎が開かれました。」

- (56) 「衣装の襤褸」『精神界』12 [1912年] (1) : 140-144 ; cf. 「精神界執筆者索引・総目次」13.
- (57) 脚注 54 を参照。
- (58) 各界の諸人から近角常観に宛てられた数多くの書簡は近角真一氏（求道会館の館主）によって所蔵されており、氏の全面的な協力のもと公開・分析が進められている ; cf. 岩田文昭代表 JSPS 科研費 16K02181 の成果の一つである「近角常観研究資料サイト」(<http://chikazumi.cc.osaka-kyoiku.ac.jp/>). なお西本が投じた書簡は、そのサイトからアクセス可能な書簡目録の no. 3366 (大正3年4月8日), 6897 (明治45年7月10日), 8554 (大正3年1月1日) である。
- (59) 西本が大正3年1月1日に近角常観へ宛てた年賀葉書 (no. 8554) には彼の千葉における所在地が以下のように言及されている :

慈光の下に謹みて新年を奉賀候

客歳中は無量の御同情を忝う致し誠に難有奉存候御名を称して遥かに御礼申上候 敬具

大正三年一月元旦

千葉県千葉町旭町六二〇 千葉教院

西本龍山

また、これら三通以外にも西本がのちに (昭和14年3月27日付) 京都市上京区より近角に投じた官製葉書が一通通存している (no. 3808)。近角常観宛の書簡の公開・分析を全面的に協力して下さっている所有者の近角真一氏、さらには西本が投じた書簡のデータを筆者に快く提供して下さった岩田文昭先生に改めて御礼申し上げる。

- (60) 大正4年度『真宗大谷大学一覽』107.
- (61) 大正7年の便覧の本科の卒業生を列挙する欄に「第18回 (明治四十四年七月) 第二部 福井縣足羽郡麻生津村久濟寺 西本龍山)」とあり「研究科卒業生」を列挙する欄に「佛教戒律の研究 (大正七年六月) 西本龍山」とある ; 大正7年度『真宗大谷大学一覽』79, 54.
- (62) 大正4年『真宗大谷大学一覽』26.
- (63) 西本が研究科に在籍していたであろう大正4年度から大正7年度にかけての学生便覧 (『真宗大谷大学一覽』) には、当時の教員とその担当分野が一覧で列挙されているが、その中で誰が「戒律」を指導することができたのかは俄かには分からない。ただ留意すべきは、天台学の専門家として名高く、後に大谷大学の学長もつとめた上杉文秀 (1867-1936) が、大正4年度には「天台摩訶止観、選択集」を担当しているものの (大正4年『真宗大谷大学一覽』43), 大正5年度から7年度にかけては「七祖積, 天台講座, 律要旨」というように「律要旨」なる科目を担当しており (『真宗大谷大学一覽』大正5年 : 36 ; 大正6年 : 36 ; 大正7年 : 36), さらに大正8年度はまた「〔七〕祖積, 天台講座」の担当に戻っている点である (大正8年『真宗大谷大学一覽』36)。西本の在学と軌を一にするように上杉が「律要旨」を付加的に担当しているという事実は、彼こそが西本の戒律研究の指導教員であった

- 可能性が高いことを示唆していると言えよう（なお大正3年度の学生便覧は大谷大学には残されていない。また大正9年度の学生便覧には上杉の名前は見られない）。
- (64) 『宗報』203号（大正7年8月号）：10：「擬講ノ稱號ヲ授與ス 學士西本龍山」
 なお、真宗大谷派の僧侶の学階は正徳5年（1715）に高倉学寮において「講師」職が置かれたのが始まりで、現在は「学師」「擬講」「嗣講」「講師」が置かれている。cf. 安富（2015:2-3）：「東本願寺学寮の歴史を振り返りますと、寛文五年（一六六五）に学舎が創設され、正徳五年（一七一五）には学寮に講師職が置かれ、初代講師に恵空が就き、恵然、恵琳と続きます。……学寮とは、今でいう大学でございますね。地方から寺院子弟が上洛してきて勉強するための組織でした。東本願寺の学寮ですから「学寮奉行（坊官）」という役職、今でいう宗務官僚の人がおり、講師・嗣講・擬講という学階を持つ先生方がおられました。この学階は現在も真宗大谷派で使われております。「講師」とは一番偉い先生の位で、西本願寺では、これに相当するのは「勤学」と呼ばれます。今の大学でいえば学長とか副学長、学科長に当たる人だと思えます。「嗣講」とは教授ぐらい、「擬講」とは准教授とか専任講師に当たると思えます。」；cf. Schroeder（2015:205, n. 24）：“‘*Kōshi* 講師” (lecturer) is the highest scholarly rank within the Ōtani organization. According to regulations established in August 1930, rank is bestowed by the Chief Abbot following a recommendation from the Head of Doctrinal Affairs. The first rank of *jungakushi* 准学師 (associate scholar) is obtained by graduating from Ōtani University. *Jungakushi* can proceed to the second rank of *gakushi* 学師 (scholar) by completing at least three credits in both Buddhist studies and Shin studies and also submitting a research paper, which is evaluated by a committee of higher-ranking scholars. The third rank of *gikō* 擬講 (provisional lecturer; lit. imitation lecturer) requires an additional three to five years of research and another research paper in the field of Buddhist studies or Shin studies. The fourth rank of *shikō* 嗣講 (secondary lecturer; lit. successor lecturer) requires five additional years of research and another research paper or presentation demonstrating outstanding excellence. The fifth rank of *kōshi* 講師 (lecturer) is then obtained by special order (*tokumei* 特命) of the Chief Abbot.”
- (65) cf. 大正4年『真宗大谷大学一覽』26（「研究科規定」の第七条）：「研究科学生ニシテ、四箇年在学ノ後学階ヲ得ント欲スルモノハ、其研究事項ニ就キ論文ヲ提出スヘシ 前項論文ハ教授会ノ議ニ付シテ、其適否ヲ評定シ、其可ナルモノニ対シテハ、学長之ヲ教学部長ニ開申シテ、相当ノ学階ヲ請求ス、又其研究尚ホ不充分ト認メラレタルトキハ、学長ハ更ニ一箇年研究ヲ命スルコトアルヘシ」
- (66) 『宗報』210号（大正8年3月号）、9：「真宗京都中學教授ヲ命ス 西本龍山」
- (67) 『宗報』252号（大正11年10月号）、8：「依願免役務 真宗京都中学教授 西本龍山」；『宗報』252号（大正11年10月号）、19：「真宗京都中学申報 △新学期に入りて教職員の異動は学長近藤純悟、教授西本龍山、舎監兼教授遠藤義観の三氏は八月退職、其後任として……」
- (68) 『宗報』253号（大正11年11月号）：「四等族賞 西本龍山」なお「四等族賞」

がどのような褒賞であったのかは定かではないが、華房(1937:469-470)によると昭和5年4月11日に発布された「褒賞条例」において「派内ノ僧侶及門徒信徒」に適用される条例として、次のような関連条例が示されている。先ず第3条には「恩典ヲ分チテ左ノ五種トス：一、功章、二、族賞、三、恩賞、四、衣體、五、物品」という規定がある。続けて第4条に「宗憲第二百二十六條ノ善行者ニシテ其ノ功績拔群ナル者ニハ功章、其ノ優秀ナル者ニハ族賞、其ノ顯著ナル者ニハ恩賞ヲ授ク」とあり、そして、第5、6、7条においてそれぞれ功章に十等、族賞に十等(1特殊大族賞、2特殊族賞、3一等族賞、4二等族賞、5三等族賞、6四等族賞、7五等族賞、8六等族賞、9七等族賞、10八等族賞)、恩賞に八等あることが規定されている。

- (69) この「稟授一級」というのは宗務役員身分のことのようである。cf. 華房(1937:152)：「宗務役員身分並陞級條規」(昭和7年9月15日、告達11)の第一条「宗務役員ノ身分ヲ特授親授稟授例授ノ四等トシ各級ヲ分ツコト左ノ如シ但シ俗役員ニハ級ヲ附セス 一、特授 二、親授一級二級三級 三、稟授一級二級三級四級 四、例授一級二級三級四級」
- (70) 『宗報』260号(大正12年7月号)、9：「任大谷大学書監 列稟授一級(五、一)擬講 西本龍山」；cf. 大正12年の『大谷大學要覽』52：「一現在教職員(大正十二年六月一日現在)學長 講師 文学博士 マスター、オブアーツ 南條文雄……図書館長 擬講 山邊習學……書監 擬講 西本龍山……」
- (71) 「書監」というのは、図書館にまつわる雑用係だったようである；大正12年の『大谷大學要覽』50：「書監ハ圖書館長ノ命ヲ受ケ圖書ノ記録保管整理及ヒ閲覧ニ關スル事務ヲ掌ル」
- (72) 大谷大学に部分的に現存する古い学生便覧については脚注51を参照。
- (73) 大正14年『大谷大學要覽』78；cf. 大正14年『大谷大學要覽』55：「圖書監ハ圖書館長ノ命ヲ承ケ圖書館ニ關スル事務ヲ總掌ス」また西本は大正15年11月に大阪で開催された第三回全国専門学校図書館協議会に大谷大学の代表として出席している；cf. 『会報：全国専門学校図書館協議会』3号(1927)：32。大正15年の時点でも西本は「図書館」だったのであろう。
- (74) 昭和2年『大谷大學要覽』88；cf. 昭和2年『大谷大學要覽』49：「幹事ハ上長ノ命ヲ承ケ教務會計學生及圖書館ニ關スル事務ヲ總掌ス」
- (75) 昭和4年『大谷大學要覽』89；cf. 昭和4年『大谷大學要覽』50：「幹事ハ上長ノ命ヲ承ケ教務會計學生及圖書館ニ關スル事務ヲ總掌ス」
- (76) 『大谷學報』14(3)：198.
- (77) 『大谷學報』15(2)：169：「二月十五日(木)例会開催 龍樹の戒律觀 西本龍山教授」。また『大谷學報』15(3)の「研究室彙報」にも、大乘仏教学会に西本が「諸教授」の一人として参加したことが記されている；『大谷學報』15(3)：206.
- (78) 『大谷學報』17(2)：197.
- (79) 『大谷學報』17(3)：180, 17(4)：178：「十月二十九日(木)午後三時十分 於會議室 講師 西本龍山教授 講題 涅槃經の戒律觀 出席者……。大乘涅槃經は

大乘律の根本經典と見られ、その中には種々なる戒律上の問題が雑然と述べられてゐる。其字を統一することは出来にくい、注目すべき諸点に就て、本文をプリントして、配布して解説せられた。特にその中菩薩比丘の言葉の問題、及び菩薩の戒律が無執着なるべき点等は興味を索いた。」

- (80) 『大谷學報』18(1)：174-175, (3)：138.
- (81) 『大谷學報』19(1)：148-149, (2)：183.
- (82) 『大谷學報』19(3)：527：「六月二日午後三時より、第十一教室に於て例会開催、講師講題左の如し 聖所愛戒に就て 西本龍山囑託教授」
- (83) 『大谷學報』20(2)：295.
- (84) 『大谷學報』21(2)：100.
- (85) 『大谷學報』22(2)：239.
- (86) 『大谷學報』23(6)：554.
- (87) 『大谷大学要覧』昭和9年：81：「佛典基礎学 擬講 西本龍山」、昭和12年：86：「大乘仏教学 西本龍山」（なおこの年の授業は義浄の『南海寄帰内法伝』の講読だったようである。この年の『大谷大学要覧』には英語版（“Guide to Otani University”）も付せられており、その36頁には西本の授業の内容が次のように紹介されている：「Gijō's Nankaikikiden, Travels of Itsing to India (Reading.) Professor, Ryūzan Nishimoto」）；昭和13年：93：「大乘仏教学 擬講 西本龍山」、昭和14年：93：「大乘仏教学 擬講 西本龍山」、昭和16年：108：「大乘仏教学 擬講 西本龍山」
- (88) 櫻部健（1988:5）.
- (89) 「親授一級」については脚注69を参照。
- (90) 『真宗』昭和16の3月号（no. 475）, 19：「陞列親授一級（二, 三） 京都大谷専修学院教授 西本龍山」
- (91) 『大谷學報』24(3)：207：「任命 専門部教授……西本龍山（十八, 四, 一）」；『真宗』昭和18年6月号（no. 502）：11：「任大谷大学専門部教授 等級如故 大谷専修学院教導 西本龍山」（この西本の肩書きからも、当時彼が大谷専修学院に勤めていたことが窺い知られる）。また西本は1943年に公刊された『真宗同学会年報』の第一巻に「日本僧宝の建立に就いて」という論考を寄稿しているが、その雑誌の目次においても彼の肩書きは「大谷大学専門部教授」となっている。なお当時の大谷大学には、「学部教授」「助教」「予科教授」「専門部教授」という四種の教授職が存在していたようである。大谷大学に現存する昭和18年年度に最も近い学生便覧は、昭和16年度のものであるが、その中の「大谷大學職制」には「学部教授」「助教」「予科教授」「専門部教授」という四種の教授職の存在が規定されているのである。また「専門部教授」の職務に関しては「豫科及専門部教授ハ擔任學科ヲ教授シ學生を指導ス」と記されている（昭和16年度『大谷大學要覧』37-39）。
- (92) 『真宗』昭和19年5月号（no. 512）, p.9：「帰休ヲ命ス 大谷大学専門部教授 西本龍山（以上三, 三十一）」cf. 文英メモ：「大谷大学教授, 大谷専修学院教授共に斬職」（「斬職」という言葉が意味するところは定かではないが、おそらく「首を斬られた」の意であろう）

- (93) 昭和20年度から22年度にかけての「学部開講学科目及講義題目」は不明である。昭和19年から21年の『大谷學報』(25-27)を見てもそれらの中には掲載されていないからである。昭和22年の『大谷學報』には、昭和23年度の学部開講学科目及講義題目が掲載されているが、やはりそこに西本の名前はない。
- (94) 『真宗』昭和25年8月号(no.571):8:「内務局地方贅事に鹿児島教務所長兼鹿児島別院輪番西本龍山(二・一四)」
- (95) 『真宗』昭和25年11月号(no.574):8:「内務局出仕に鹿児島教務所長兼鹿児島別院輪番西本龍山(一〇・三〇)」
- (96) 昭和27年6月号(no.590):9:「依願免役務(三,卅一付)内務局出仕西本龍山」
- (97) 『親鸞聖人論攷』1:71-73:「昭和28年度公開研究発表会十一月七日於重信會館……2,菩薩比丘の提唱西本龍山……」「○日本印度學佛教學會第四回學術大會五月十五日・十六日に亘り大谷大學に於て盛大に開催された。本學からは左の三氏が出て發表された。……2,大乘戒觀の建立西本龍山……」「□猶,二十九年度の研究科講義は左の通りである。……佛教概説西本涅槃經横超律學西本……」;『親鸞聖人論攷』2:69:「○第一回公開學術大會は十一月廿四午前十時より正午まで重信會館に於て左の四氏の發表ある予定……(3)親鸞聖人の戒律觀西本龍山……」;『親鸞聖人論攷』3:98:「◇西山方面史蹟見學二月九日十時より西山別院,西芳寺,光明寺を見學し各所にて西本,寺西,細川各氏の臨地説明あり。……」;『親鸞聖人論攷』4:83-84:「日本印度學佛教學會,十月廿二,三日兩日仏教(ママ)大學に於いて開催さる。……本學から道端院長「中國仏教に於ける五戒と五常の問題」。雲村賢淳教授「親鸞の曇鸞教義受容の問題」。西本竜山教授「称讚せらるべき大乘戒觀」の發表があつた。」「○三十年度文部省科学研究費。西本竜山先生の個人研究「戒律の研究」に対して,道端教授の総合研究の分担「中国社会に於ける仏教倫理の形態」と「道教年表」作成とに対して,研究費授与さる。」;『親鸞聖人論攷』5:76-77:「○奈良方面史蹟見學六月八日バスにて奈良方面,特に法隆寺,天理,薬師寺,唐招提寺を見學,山本,正木,西本,佐々木各教授の法隆寺伽藍並に佛像,唐招提寺の戒律等それぞれ臨地説明があつた。」;『親鸞聖人論攷』6・7:104:「○十一月二十二日,二十三日の兩日,真宗同学会が開催され,西本・寺西兩教授が研究發表をされた。西本龍山「經藏中における大乘律典籍の批判研究」……」なおこの『親鸞聖人論攷』に関する情報は,現在の大谷專修學院の學院長の奥様であられる狐野やよい氏にご教示頂いた。改めてお礼申し上げます。また1956年(昭和31)に出版された宮本正尊編『仏教の根本真理:仏教における根本真理の歴史的諸形態(文部省科学研究費総合研究報告No.53)』の著者紹介においても「大谷專修學院講師」と記されている。
- (98) 『真宗』昭和34年3月号(no.664):38:「院長 信国淳,真宗學・教養 山本正文,仏教學・仏教史 西本龍山,声明 川島真量,音楽 清水洪,主事,真宗學 禿義誠,仏教學・真宗學 正木倭香麿,真宗史 寺西恵然,声明 泉信雄」

- (99) 西本 (1960a: 250).
- (100) 狐野やよい氏からも西本の講師としての勤務期間は1951年(昭和26)の4月(西本63歳)から1960年(昭和35)の3月(西本72歳)までである可能性が高いことを個人的な談話を通じて教示していただいている。
- (101) 『大谷大学百年史(資料編)』716.
- (102) 『真宗』昭和30年8月号(no. 623): 9.
- (103) cf. 「二〇一八年安居開設にあたって: 安居の願いと聴講の心構え」真宗大谷派東本願寺HP(2019年4月現在)の「おしらせ」の項: <http://www.higashihonganji.or.jp/> 未分類/23372/

参考文献

- Clarke (2006) Clarke, Shayne. "Miscellaneous Musings on Mūlasarvāstivāda Monks: The *Mūlasarvāstivāda Vinaya* Revival in Tokugawa Japan." *Japanese Journal of Religious Studies* 33(1): 1-49.
- Clarke (2012) Clarke, Shayne. "Multiple Mūlasarvāstivādin Monasticisms: On the Affiliation of the Tibetan Nuns' Lineages and Beyond." Paper delivered at Oslo Buddhist Studies Forum, June 12, 2012.
- Clarke (2014) Clarke, Shayne. *Vinaya Texts*. Gilgit Manuscripts in the National Archives of India: Facsimile Edition, 1. New Delhi and Tokyo: The National Archives of India and The International Research Institute for Advanced Buddhology, Soka University.
- Clarke (2015) Clarke, Shayne. "Vinayas," in: *Brill's Encyclopedia of Buddhism*. Volume I: Literature and Language, ed. by Jonathan A. Silk, Oskar von Hinüber, and Vincent Eltschinger. Leiden: Brill, 67-80.
- Clarke (2016) Clarke, Shayne. "The '*Dul bar byed pa (Vinīṭaka)* Case-Law Section of the Mūlasarvāstivādin *Uttaragrantha*: Sources for Guṇaprabha's *Vinayasūtra* and Indian Buddhist Attitudes towards Sex and Sexuality." 国際仏教学大学院大学研究紀要 20: 49-196 [194-47].
- Clarke (2016-17) Clarke, Shayne. "Lost in Tibet, Found in Bhutan: The Unique Nature of the Mūlasarvāstivādin Law Code for Nuns." *Buddhism, Law & Society* 2: 199-292.
- 福田 (2000) 福田琢「『業施設』について」『日本仏教学会年報』65: 55-76.
- 船山 (2003) 船山徹「五世紀中国における仏教徒の戒律受容」『唐宋道教の心性思想研究(平成13年度~平成14年度科学研究費補助金(基盤研究C1)研究成果報告書(本冊)(研究代表者:山田俊)』1-14.
- 船山 (2012) 船山徹「真諦三蔵関係主要研究一覽」船山徹編『真諦三蔵研究論集』京都: 京都市大学人文科学研究所, 23-37.
- 華房 (1937) 華房義温編『大谷派達令類纂: 全』京都: 大谷派宗務所文書課.
- 平川 (1960) 平川彰『律蔵の研究』東京: 春秋社.
- 平川 (1993) 平川彰『二百五十戒の研究 I』東京: 春秋社.
- Hirakawa 1982 Hirakawa Akira. *Monastic Discipline for the Buddhist Nuns: An English*

- Translation of the Chinese Text of the Mahāsāṅghika-Bhikṣuṇī-Vinaya.* (Tibetan Sanskrit Works Series, 21). Patna: Kashi Prasad Jayaswal Research Institute.
- 平川 (1998) 平川彰『比丘尼律の研究』東京：春秋社。
- Horner (1938-66) Horner, Isaline Blew. *The Book of the Discipline*. 6 vols. London: Pali Text Society.
- 『会報：全国専門学校図書館協議会』全国専門学校図書館協議会編『会報：全国専門学校図書館協議会』1925-1927.
- 岸野 (2006) 岸野亮示「二つの『ウッタラグラント』：「ウパーリ問答」の考察」『印度学佛教学研究』55(1)：385(128)-382(131)。
- Kishino (2013) Kishino Ryōji. "A Study of the *Nidāna*: An Underrated Canonical Text of the *Mūlasarvāstivāda-vinaya*." Ph.D. dissertation, University of California, Los Angeles.
- Kishino (2016) Kishino Ryōji. "A Further Study of the *Muktaka* of the *Mūlasarvāstivāda-vinaya*: A Table of Contents and Parallels." 『佛教大学仏教学会紀要』21：227-283.
- Kishino (2017) Kishino Ryōji. "Bu ston's Doubts about the Authenticity of the *Vinaya-saṃgraha*." 印度学佛教学研究 65(3)：239-245.
- Kishino (2018) Kishino Ryōji. "From Gyōnen 凝然 to Hirakawa Akira 平川彰：a Cursory Survey of the History of Japanese *Vinaya* Studies with a Focus on the Term *Kōritsu* 広律." 佛教大学仏教学会紀要 23：85-118.
- 岸野 (2018) 岸野亮示「『Vinaya-saṃgraha』研究序説」大谷大学仏教学会研究発表例会 (2018年11月22日於大谷大学)。
- 松村 (1994) 松村恒「チベット語訳律蔵の水平化の問題」『日本西藏学会会報』40：11-18.
- 水野 (2004) 水野弘元『経典はいかに伝わったか：成立と流伝の歴史』東京：佼成出版社。
- Nakamura (1980) Nakamura Hajime. *Indian Buddhism: A Survey with Bibliographical Notes*. Osaka: KUFUS (Kansai Univ. of Foreign Studies) Publication.
- 『日本佛教の宗派 1: 講座佛教VI』宮本正尊ほか編集顧問『日本佛教の宗派 1: 講座佛教VI』東京：大蔵出版，1957.
- 大谷 (2015) 大谷由香「浄淨による有部律典の翻訳とその影響について」『佛教学研究』71：147-163.
- 『大谷學報』大谷學會編『大谷學報』1928-.
- 『大谷大学百年史 (資料編)』大谷大学百年史編集委員会編『大谷大学百年史 (資料編)』京都：大谷大学，2001.
- 『大谷大學要覽』大谷大學編『大谷大學要覽』1922-.
- 律經出家事研究会 (2014) 「『律經』「出家事」の研究 (10)」『大正大学綜合佛教学研究年報』36：39-69.
- 境野 (1928) 境野黄洋『戒律研究』上・下 (国訳大蔵経・付録) 東京：国民文庫刊行会。
- 櫻部建 (1988) 櫻部建「真宗大谷大学の性格について (上)」『大谷大学真宗総合研究

- 所：研究所報』 No. 20.
- 佐々木 (1971) 佐々木教悟「根本説一切有部と三啓無常經について」『印度学仏教学研究』 19 (2) : 570-577.
- 佐々木閑 (1999) 佐々木閑『出家とはなにか』東京：大蔵出版.
- 佐々木閑 (2014) 佐々木閑「比丘波逸提 21, 22, 23, 24 条の問題点」『花園大学文学部研究紀要』 46 : 35-52.
- 佐々木閑 (2017) 佐々木閑「『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦第 21 条におけるチューラパンタカの物語：「根本有部律」の編纂目的との関係において」『インド学チベット学研究』 21 : 1-28.
- 佐藤 (1972) 佐藤密雄『律蔵：仏典講座 4』東京：大蔵出版.
- 佐藤達玄 (2008) 佐藤達玄『四分律比丘戒本；四分比丘尼戒本』（新国訳大蔵経 13；律部 7）東京：大蔵出版，2008..
- Schopen (2001) Schopen, Gregory. "Dead Monks and Bad Debts: Some Provisions of a Buddhist Monastic Inheritance Law." *Indo-Iranian Journal* 44 (2001) 99-148. (後に *Buddhist Monks and Business Matters: Still More Papers on Monastic Buddhism in India*, Honolulu: University of Hawai'i press, Ch. V (122-169) に再録).
- Schopen (2014) Schopen, Gregory. *Buddhist Nuns, Monks, and Other Worldly Matters: Recent Papers on Monastic Buddhism in India*. Honolulu: Hawai'i Press.
- Schroeder (2015) Schroeder, Jeff. "After Kiyozawa: A Study of Shin Buddhist Modernization, 1890-1956." Ph.D. dissertation, Duke University.
- 『精神界執筆者索引・総目次』『精神界執筆者索引・総目次』『精神界復刻版解説：近代の宗教運動（『精神界』の試み）』京都：法蔵館，3-83，1986.
- 下田 (1997) 下田正弘『涅槃經の研究：大乘經典の研究手法試論』東京：春秋社。
『親鸞聖人論攷』大谷専修學院親鸞聖人研究會（大谷専修學院出版部）『親鸞聖人論攷』 1954-1957.
『真宗』大谷派本願寺寺務所編『真宗』 1925-。
『真宗人名辞典』柏原祐泉，齒田香融，平松令三監修，赤松徹真，上場顕雄，木場明志，草野顕之，首藤善樹編集『真宗人名辞典』京都：法蔵館，1999。
『真宗大谷大學一覽』真宗大谷大學編『真宗大谷大學一覽』 1913(?)-1921.
- シヨペン (2000) グレゴリー・シヨペン（小谷信千代訳）『大乘仏教興起時代インドの僧院生活』東京：春秋社。
『宗報』大谷派本山本願寺寺務所文書科（後に真宗大谷派本山本願寺寺務所文書科）編『宗報』 1902-1925.
- 竹田 (1984) 竹田暢典「日本仏教と菩薩戒」『印度學佛教學研究』 33(1) : 1-6.
- 寺川 (1986) 寺川俊昭「清沢満之と『精神界』」『精神界復刻版解説：近代の宗教運動（『精神界』の試み）』京都：法蔵館，65-100。
『東京白楊便り』 Vol. 38 白楊ヶ丘同窓会東京支部『東京白楊だより』 38 号，東京：白楊ヶ丘同窓会東京事務所，2015.
- 上田・渡邊・宮本 (1936-40) 上田天瑞，渡邊照宏，宮本正尊（高楠博士功績記念會

- 纂譯)『南伝大藏經：律藏』第 1-5 卷, 東京：大藏出版, 1936-40.
- 八尾 (2011) 八尾史「『根本説一切有部律』「薬事」の研究：経典「引用」を中心に」
博士論文, 東京大学.
- 安富 (2015) 安富信哉「伝統と創造：高倉会館「日曜講演」の願いに聞く」『ともし
び』757号 (2015年11月号)：1-9.